

第436回（定例）福崎町議会会議録

平成23年3月9日（水）
午前9時30分開会

1. 平成23年3月9日、第436回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 難波靖通 | 10番 | 石野光市 |
| 2番 | 牛尾雅一 | 11番 | 小林博 |
| 3番 | 宮内富夫 | 12番 | 東森修一 |
| 4番 | 釜坂道弘 | 13番 | 富田昭市 |
| 5番 | 福永繁一 | 14番 | 北山孝彦 |
| 6番 | 志水正幸 | 15番 | 高井國年 |
| 8番 | 広岡史郎 | 16番 | 松岡秀人 |

1. 欠席議員 1名

9番 吉識定和

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

| | | | |
|---------------|------|-------------|------|
| 町 長 | 嶋田正義 | 副 町 長 | 橋本省三 |
| 教 育 長 | 高寄十郎 | 技 監 | 中島勉 |
| 会 計 管 理 者 | 牛尾敏博 | 総 務 課 長 | 尾崎吉晴 |
| 企 画 財 政 課 長 | 近藤博之 | 税 務 課 長 | 山口省五 |
| 住 民 生 活 課 長 | 松岡英二 | 健 康 福 祉 課 長 | 高松伸一 |
| ま ち づ く り 課 長 | 志水利雄 | 産 業 課 長 | 井上茂樹 |
| 下 水 道 課 長 | 後藤守芳 | 水 道 課 長 | 豊國明紀 |
| 社 会 教 育 課 長 | 山下健介 | 学 校 教 育 課 長 | 志水清二 |

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 特別委員会の設置
第 5 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 閉会中の所管事務調査報告
日程第 2 質疑
日程第 3 討論・採決
日程第 4 特別委員会の設置
日程第 5 委員会付託

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
なお、本日の議会に吉識議員が欠席という届け出が出ておりますので、報告しておきます。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議 長 日程により、閉会中の所管事務調査報告に入ります。
各委員会からそれぞれ報告を受けてまいります。
それでは、総務文教常任委員会から報告をお願いします。
総務文教常任委員長 東森修一君。

東森総務文教 失礼いたします。

常任委員長 総務文教常任委員会から閉会中の委員会報告をいたします。

去る1月31日、町長、副町長、教育長、会計管理者、関係担当課長出席のもと委員会を開催、各課から報告を受けました。

総務課からは、嘱託・臨時職員採用試験について、平成23年1月28日現在の区長の異動について、兵庫県議会議員選挙が告示4月1日、投票日4月10日に実施予定、行政懇談会の開催状況について、報告を受けました。

企画財政課からは、第4次総合計画実施計画について、平成22年度普通交付税再算定結果について、平成22年国勢調査結果について、平成22年・23年度競争入札等参加資格審査申請の追加受け付けを3月1日から3月31日まで行い、その有効期間は平成23年7月1日から平成24年6月30日までであるとの報告を受けました。

出納室からは、平成22年度歳入歳出計算書（平成22年12月31日現在）についての報告を受けました。

税務課からは、平成22年度町税等の徴収実績について、平成22年分の所得税・住民税の申告相談について、滞納整理対策委員会合同徴収の成果について報告を受けるとともに、支払い督促に係る和解のその後についての報告を受けました。

農業所得個別相談会を1月7、11、12、13日の4日間実施し、256件の相談があったとの報告を受けました。

インターネット公売の入札結果について、12月2日から12月7日の間、212件の電話督促を実施し、また夜間徴収について12月20日、22日の2日間で29件を訪問したとの報告を受けました。

学校教育課からは、福崎町食育推進計画の説明とともに、計画案に対する意見募集を実施する旨の内容について、幼稚園の預かり保育事業について、（仮称）田原幼稚園の実施計画について、卒業式の日程につきましては、中学校は3月10日、小学校は3月23日、幼稚園は3月18日との報告を受けました。

学習指導要領改訂により、平成24年度から中学校の保健体育で武道が必修になり、柔道、剣道、相撲の中からの選択で、福崎町は剣道を選択する予定であるとの報告を受けました。

社会教育課からは、平成23年福崎町成人式出席状況について、大庄屋三木家の修理工事現場の現地視察を行うとともに、工事現場見学会を平成23年2月1

9日に行うとの報告を受けました。

また、三木家住宅修理検討委員会の委員やその役割について、柳田國男50年祭、第32回山桃忌の運営について委員会を組織し、規約、名簿等の報告を受けました。

文部科学省が行う平成22年度体力づくり優秀組織に福崎町が選ばれ、2月3日に横浜市において表彰を受けるとの報告を受けました。

3月5日から3月27日にかけて、柳田國男・松岡家顕彰会記念館において「カップ展」を開催するとの報告を受けました。

続いて、2月25日、町長以下、関係者出席のもと、第2回目の委員会を開催し、各課からの報告を受けました。

総務課からは、嘱託・臨時職員採用について、平成23年2月24日現在の区長の異動について、西光寺野土地改良区総代選挙について次のとおり報告を受けました。告示日が3月6日、投票日が3月13日とのことです。特定事業主行動計画について、第4次定員適正化計画について、町制施行55周年記念事業について、行政懇談会の開催状況についての報告を受けました。

企画財政課からは、ふるさと応援寄附金の受け入れ状況について、町有財産の取得及び処分についての報告を受けました。

出納室からは、平成22年度歳入歳出計算書（平成23年1月31日現在）について、また町マイクロバス売却をインターネットで公売し、361万3,000円で落札したとの報告を受けました。

税務課からは、個人住民税整理回収チームによる滞納整理状況について、平成23年度税制改正の内容と、改正による専決処分について、平成23年度固定資産評価額縦覧台帳の縦覧を4月1日から6月30日まで行うとの報告を受けました。

学校教育課からは、（仮称）田原幼稚園の実施計画について、県民交流広場事業について、高校受験日を利用した小学校6年生の中学校1日体験入学について、給食センターの雨漏り補修についての報告を受けました。

社会教育課からは、福崎町立図書館運営規則の一部改正について、平成22年度文化功績賞並びにスポーツ功績賞について、学校支援本部事業でのウインタースクールの日程について、日本民俗学研究奨励賞副賞に関する覚書（案）について、第24回神崎郡駅伝大会について、大庄屋三木家の住宅の現場見学会についての報告を受けました。

全般的に制度や数字の確認が主なものでありました。

現場視察で三木家の修理現場に行き、説明を受けました。かわらなど一つ一つに番号付記があり、場所の特定ができるとのことで、大変な作業になっていました。

以上で報告を終わります。

議長 次は、民生常任委員会から報告をお願いします。

民生常任委員長 石野光市君。

石野民生 民生常任委員会から、この間の所管事務調査について報告をいたします。

常任委員長 まず、12月15日に町長、担当課長出席のもと、第1委員会室で委員会を開き、所管事務調査を行いました。

健康福祉課から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の事業概要について、別紙により報告を受けました。現在、小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンの接種について、残念ですが県下で死亡例があり、調査中で中止をしているところであります。委員会での質疑においても一定の副作用の問題や、任意

接種であることについての周知を図ることを求めておりました。子宮頸がん予防ワクチンについては、十分な性教育とセットで行っていくようにするとのことであります。

1月24日に町長、副町長、担当課長出席のもと委員会を開き、所管事務調査を行いました。

公害防止協定に基づく協議として、福伸電機株式会社の1月19日付の同協議について、別紙1ないし3ページの資料で説明を受けました。西治工場の老朽化した自動車スターター部品組立ラインを田口工場で現在休止中の同設備を移設しようとするもので、委員会として現地視察を行い、了承することと決定しました。

株式会社中山合金鋳造所による22年12月30日から31日にかけての市川河川への油流出事故について、4ページの同社からの報告書写しにより説明を受けました。12月30日午後5時15分、市川に油が浮いているのを見たとの住民から警察への通報から事故が判明したという経緯等の説明に対して、委員から、人為的な行動によると考えられるとしながら特定されていない点について質疑があり、住民生活課長から、社員からの申し出がなく、また工場外からの侵入者についても防犯カメラに写っていなかったとのことであるとの回答がありました。また、議会への通報について、以前の池田デンソーの油流出事故よりはるかに重大であり、今後はこれを教訓に遅滞なく行うよう当局に改善を要望いたしました。現地工場を視察し、社長に対し関係集落への報告などをただしたところ、既に行っていること、また以前に香寺町での操業時にも油流出事故を起こし、周辺に迷惑をかけた経緯があることなど、今後は報告書の対応策を実行していくとの回答がありました。油は切削作業ではなく、鋳型というものをスムーズに分離するために使用しているものとの説明でありました。委員会として再発防止に万全を図ることを強く求めておきました。

株式会社まほろば製作所の、22年12月17日付の公害防止協定書の氏名等変更届について、4ページの届出書写しにより説明を受けました。

健康福祉課から、5ないし6ページの資料で、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業について、対象者、予防接種スケジュール等について説明を受けました。

福崎町食育推進計画（案）、表紙、目次を除いて23ページの冊子とともに6ページの資料でパブリックコメントの募集を含め報告を受けました。

第2回福崎町公共交通会議について、7から8ページの資料で報告がありました。町民アンケート調査結果概要と、それによる町民の移動状況から見る公共交通網の再編方針（案）が示されました。

また、11月26日の委員会で報告のあった、兵庫県第2次新行革プランでの福祉医療費助成制度の見直しについての動向はどうなっているかとの質疑には、所得制限についての判定を世帯の最上位所得者の所得から世帯合算による判定への変更については、23年度中には行わない方向であること、通院の医療費負担について県がその2分の1の助成を行うことが示されているとの回答がありました。

水道課からは、9ないし10ページの資料で工事執行状況について報告がありました。

11ページの資料で辻川山第1配水池耐震第2次診断業務が完了したとの報告がありました。12ページの資料で中島井ノ口線配水管新設工事の入札結果が報告されました。委員から、1社を除き他の8社はすべて最低制限価格以下で失格という点で、入札価格を再調査するなどの検討はどうかとの質疑があり、多面的な検討を慎重に行っていきたいとの回答がありました。

13ないし16ページの資料で、辻川山第1配水池の耐震第2次診断調査の概要が報告されました。

兵庫県水道用水供給事業の次期水道料金改定について、17ページの資料で報告がありました。福崎町においては1立米当たり152円から132円に減額することから、23年度から年間約820万円の負担軽減が見込まれるとのことであります。

また、17ページに債権の分類についての資料があり、3月定例会に上程予定の債権管理条例（案）について説明がありました。

11月29日の臨時会で専決処分の報告のあった水道料金等の支払い督促の申し立ての相手方については、1カ月おくれで1月17日に納入があったと報告がありました。

3月1日、第1委員会室で町長、副町長、担当課長出席のもと委員会を開き、所管事務調査を行いました。

公害防止協定に基づく協議として、株式会社トッパンパッケージプロダクツ福崎工場の2月18日付の協議書、資料1ないし4ページにより説明を受けました。特高受変電設備の更新工事で委員会として了承することと決定しました。

福崎企業団地ゲン・コーポレーションでの1月25日正午過ぎに発生した火災について、4ページ左の同社からの2月4日付の始末書が提出され、当日町長不在により副町長が対応し、嚴重注意を行ったと聞きました。4ページ右側は役場での作成資料であり、これとともに報告がありました。私も火災発生とともに現場を確認しましたが、初歩的なミスというより、ずさんな実態が表にあらわれたと言ふべきものであります。

くれさかクリーンセンターの運転管理業務については、5ページ左の資料で報告を受けました。従来、施設の運転管理を行っていたユニチカ株式会社が環境事業の事業譲渡を日立造船グループに行うこととなり、ごみ焼却施設等のメンテナンス及び運転委託業務を別会社に譲渡することとなった。これにより、2月16日入札での落札者、アイテック株式会社が23年度は運転管理業務を行うこととなったというものであり、その引き継ぎについての報告がありました。

5ページ右の資料で、中播衛生センターの基幹改良工事の進捗について説明を受け、現地視察を行いました。今回の改良工事により焼却施設を廃止し、脱水施設を含水率85%から75%へと引き上げたものに更新すること。現施設の日量130キロリットル、内し尿90キロリットル、浄化槽汚泥40キロリットルから、日量95キロリットルで大半が浄化槽汚泥を受け入れ処理するのに適したものに施設を改良するとのことであります。

6ページの資料で、第2防災備蓄倉庫整備工事、大貫不燃物中継基地埋立ごみ搬出業務委託、西中通学路防犯灯（LED）整備工事、地図情報管理システムの整備事業の入札及び見積もり結果について報告を受けました。

第2防災備蓄倉庫整備工事の進捗について、7から9ページの資料で説明を受け、現地視察を行いました。

環境対策に関する資料として別冊の資料提出があり、要点について報告、説明を受けました。この別冊資料は事務局に保管しております。

健康福祉課から22年度国民健康保険事業特別会計の実績見込みについて10ないし12ページの資料で報告がありました。あわせて、13ページ左の資料で23年度国民健康保険事業の主な改正点について報告を受けました。

13ページ右から14ページに、22年度介護保険事業の状況並びに実績見込み、地域支援事業の特定・一般高齢者施策の名称の変更等について説明を受けま

した。

14ページ掲載の災害時要援護者避難支援システムの入札結果について、15ページの資料とともに報告を受けました。

15ページの資料で、健康診査等受診状況、精密検査状況、子宮頸がん等ワクチン接種申込状況、16ページの資料で23年度特定基本健康診査、がん検診等について報告を受けました。

水道課から17ページ資料で水道工事執行状況、18ページ資料で工業用水道工事執行状況について報告がありました。

19ページの資料で22年度水道使用料不納欠損処分の内容について報告を受けました。今回の不納欠損については、従来水道料金債権は公法上の債権として消滅時効は5年と解釈されてきたが、平成15年10月10日の最高裁決定により、16年11月18日総務省が水道料金債権は私法上の債権として消滅時効を2年間とするとの解釈に変更し、通知されました。これを受け、15年度までに発生した水道料金債権は公債権であり、5年間で債権は消滅するとの運用により、22年度において公債権であった年代の債権は既に消滅したものを欠損処理するとの説明でありました。

また、11月29日の臨時会で専決処分の報告のあった水道料金等の支払い督促の申し立ての相手方については、1カ月おくれでの納入という実態で推移しているとのことでありました。

以上をもって、民生常任委員会からの報告を終わります。

議長 次は、産業建設常任委員会から報告をお願いします。

産業建設常任委員長 北山孝彦君。

北山産業建設 産業建設常任委員会から、閉会中の所管事務調査について報告します。

常任委員長 まず、1月25日に町長、副町長、技監、関係担当課長出席のもと、各課からの報告を受けました。

産業課からは1件の協議事項でありました。福伸電機株式会社の平成23年1月19日付の工場立地変更届に基づく協議について説明を受けました。西治工場の老朽化した自動車スターター部品組立ラインを同型で現在休止中の田口工場から移設するものです。委員会として全員賛成で了承しました。

続いて、報告事項です。

平成21、22年度工事・業務委託進捗状況について、株式会社もちむぎ食品センター第22期事業報告について報告を受けました。

県単独緊急防災事業（治山事業）田口字西谷地区の事業予定地について報告を受けるとともに、現地視察を行いました。

有限会社アケボノ企画の訴訟経過について報告を受けました。次回の第15回弁論は平成23年7月7日に開催予定とのことでした。

株式会社まほろば製作所の平成22年12月17日付公害防止協定書の氏名等変更届について、会社を個人から法人に変更し、まほろば製作所から株式会社まほろば製作所へ変更したとの報告を受けました。

株式会社中山合金鋳造所による平成22年12月30日から31日の朝にかけて発生した市川河川への油流出事故について報告を受けました。発生場所、発生内容、発生原因、今後の対応と計画等について説明を受けました。

福崎町食育推進計画（案）の説明とともに、計画案に対する意見募集を実施する旨の内容について報告を受けました。

まちづくり課からは平成21、22年度の工事・業務委託執行状況について、平成22年度用地・補償契約（町事業・県事業）進捗状況について、入札結果に

ついて報告を受けました。

平成22年度ユニバーサル社会づくり推進地区検証事業について報告を受けました。1月12日文化センターで関係者、専門家、地域の方々を交えての交流会が実施され、大人だけでなく中学生の生徒や大学生の参加もあったとのことでした。翌日の13日からは現地調査として車いす利用者や視覚障害者の方にも協力をいただき、地区内の道路や施設を歩いてバリアフリーの状況を調査されたとの説明を受けました。

福崎町都市計画審議会を2月22日に開催するとの報告を受けました。

県事業（道路・河川等）の取り組み状況について報告を受けました。

下水道課からは平成21年度繰越工事及び平成22年度工事・業務委託執行状況について報告を受けるとともに、田原汚水中継ポンプ場及びヤゴ雨水幹線工事の現場視察を行いました。

下水道接続状況（平成22年12月末現在）と水質分析結果について、田原汚水中継ポンプ場建設工事及び福崎浄化センター水処理施設建設工事の総合工程計画について報告を受けました。

中播都市計画下水道の変更に伴う住民説明会を、平成22年12月3日に開催するとともに、縦覧公告を平成23年1月14日から1月28日の間、まちづくり課において行うとの報告を受けました。

債権管理条例制定に向けての説明を受け、3月議会に上程予定であるとの報告を受けました。また、債権の分類（公債権・私債権）について報告を受けました。

11月の臨時議会で報告した専決処分に係る農業集落排水処理施設使用料の滞納で、和解に至った相手方の納入状況について報告を受けました。

平成22年12月27日に長目公民館において川すそ雨水幹線渠工事に伴う地元説明会を行ったとの報告を受けました。

続いて行政視察について報告します。

1月26日、丹波市青垣町兵庫県森林動物研究センターに有害鳥獣対策について視察研修に行ってきました。兵庫県森林動物研究センターでは人と野生動物、森林などの自然環境の豊かな共存を目指し、科学的・計画的な野生動物の保護管理に取り組みされており、兵庫県立大学自然・環境科学研究所の教員である「研究員」と、野生動物の専門技術者である「森林動物専門員」が連携し、野生動物の保護管理の推進に必要なデータの収集・分析、政策提言が行われています。兵庫県には約40種類もの野生動物が生息していると言われてはいますが、一部の野生動物に森林や農作物に被害をもたらす動物があり、人とのあつれきを生じさせています。

福崎町においても、近年野生動物による農作物の被害が深刻であるため、このような事態における行政の果たす役割は何かとの考えに至り、それを具体的に教示をいただくため、視察研修に伺いました。対策のポイントとして4点ほど教示を受けました。私たちは丁寧にやっとの思いで栽培された農作物が一晩にして荒らされた農家の方々の無念な姿や、有害鳥獣によるたび重なる農業被害を受け、耕作意欲が低下している農家の方の姿を目の当たりにし、今後もさらに有効な対策について検討を重ねる必要があると痛切に感じました。持続的で実効のある被害防止対策を行うために、地域住民みずからの取り組みが必要不可欠であるため、地域住民に対する研修会や啓発パンフレットの作成・配布を行い、普及啓発活動を積極的に行うこと、またそれぞれの集落の状況を把握し、その地域に適した対策を行政と一緒に考え、その対策に集落ぐるみで取り組むことが必要であると感じました。私たちは福崎町の方々の財産、食料、安全を守るために、具体的でか

つ効果的、効率的な対策推進を行わなければならないことを再認識しました。

続いて、3月2日に町長、副町長、技監、担当課長出席のもと各課からの報告を受けました。

産業課から1件の協議事項がありました。

株式会社トッパンパッケージプロダクツ福崎工場の平成23年2月18日付の工場立地変更届に基づく協議について説明を受けました。特高受変電設備更新工事であります。委員会として全員賛成で了承しました。

続いて報告事項です。

平成21・22年度工事・業務委託進捗状況について、株式会社もちむぎ食品センター第22期事業報告について、報告を受けました。

県単独里山防災林整備事業の要望・計画箇所一覧について報告を受けるとともに、現地視察を行いました。

有限会社アケボノ企画の訴訟経過について報告を受けました。次回の弁論は4月6日に開催されるとのことでした。

まちづくり課から平成21・22年度工事・業務委託執行状況及び箇所図について報告を受けるとともに、第2防災備蓄倉庫の現地視察を行いました。

平成22年度用地・補償契約（町単独・県事業）進捗状況について、工事・業務委託入札結果について、福崎町住宅耐震改修促進事業（耐震改修工事費補助）の概要について、福崎町都市計画審議会の審議結果について報告を受けました。

急傾斜地崩壊対策事業における地元負担金の徴収等の取り組み方針について報告を受けました。地元負担金の徴収は行わず、県への負担金は全額町において対応するとの説明を受けました。

県事業（道路・河川等）の取り組み状況について報告を受けるとともに、七種川護岸整備工事の現地視察を行いました。

下水道課からは平成21・22年度工事・業務委託執行状況について、下水道接続状況（平成23年1月末現在）及び水質分析結果について、都市計画審議会の答申を受けた中播都市計画下水道の変更（福崎町決定）について報告を受けました。

川すそ川上流部における宮脇井堰の樋門形式について、町から宮脇区への申し入れ及び回答について報告を受けました。

公共下水道供用開始予定区域について報告を受けました。

以上で産業建設常任委員会からの報告を終わります。

議長 次は、議会運営委員会から報告をお願いします。

議会運営委員長 小林 博君。

小林 議会 失礼いたします。

運営委員長 1月13日に12月定例議会の反省会ということで開かせていただきました。

いつも議論にのぼるわけですけれども、一般質問のあり方等々についてできるだけ充実した内容になるようにということで意見交換が、当局も含めて行われております。

会議の中では、一般質問の応答内容が非常に充実をしてきて、政策提言等も含めて最近よくなっておるのではないかという委員さんからの意見もあったことをご紹介しておきたいと思えます。決してなれ合いになることなく、双方が車の両輪としての役割を果たしていけるように、一層この議会の内容を高めていこうという、そういう立場からの議論でございまして、書いてある内容のとおりのもめでございます。

次に、5月に議会の役割等の改選があるわけですけれども、それに向けて議席

のあり方、あるいは議長選挙における立候補制等の検討もしようということに引き続きなっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そのほか、インターネットによる録画配信の検討も行ったわけでありまして、以上、1月13日の委員会ではそのような内容となっておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

議 長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係議案、担当課長等により複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

なお、議案第2号につきましては、本日すべての議案に対する質疑を終了した時点で正式にお諮りをいたしまして、本日即決いたしたいと存じますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告第3号、議会の委任による専決処分報告についてご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第2号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第3号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご質疑がございましたらどうぞ。

1 3 番 このたびの福崎町の育児休業に関する条例の改正の件でございますけれども、説明資料の11ページをごらんいただきたいと思うんですけども、これによりますと、②におきましては、在職期間が1年以上であることが条件であるというふうに言われているわけでございます。これにおきましては、現時点におきましては子育ては地域全体でもって進めていくんだというふうなことが言われておまして、そういう中におきまして、例えば大学時代に結婚されて、そして採用時点でもって子どもさんが奥さんのおなかの中において、1年以内に出産したというふうなことが発生しますと、その方におきましては、採用されてから1年未満であるということになりますと、その方の育児休業ですか、それがとれないというふうなことになるかと思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えか。これは多分、国のほうからのそういう指示ではないかなというように思うんですけども、やはりこの点については、町において数もそんなに多くはないと思いますので、できるものでしたら、町単でもこのようなことは進めていただきたいというふうに思うんですが、お考えのほどをよろしくお願いをいたします。

総務課長 この条例の改正なんですけれども、そのもとは地方公務員の育児休業等に関する法律に基づいて行っておりますので、そちらのほうでそういう、1年たつてからということになっておりますので、条例もそのようにさせていただいております。

1 3 番 法律はそのようになっているわけなんですけども、福崎町は福祉の町とも言われているような町でありますのでね。できるものでしたらそういうことも、ただお

金をばらまくのが子育てではありませんのでね。やはりそういう福祉の向上こそあって、若い方々が安心して子どもが産めるんじゃないかなという感じもしますので、できるものでしたら、何とかこう考えていただけないかなというふうなことを要望しておきます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第4号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第5号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第6号、福崎町職員の一般職に属する技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第7号、福崎町特別会計条例の一部を改正する条例についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第8号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第9号、福崎町債権管理条例の制定についてご質疑がございましたらどうぞ。

3 番 1点だけお尋ねをいたしたいと思います。

担保権のことについてでございますが、担保権は物的担保、人的担保ということがありまして、人的担保の保証人ですね、この保証人が入っている債権があるかと思えます。それを見ましたら、説明資料の3ページでございますが、ずっと担保権のあるものでございまして、担保権の実行とか、保証人への履行請求というのがここに出てきているわけでございます。本来ならば督促をするときに、保証人のところへ履行請求をするのが本意ではないかと考えますが、フローチャートではそのようになっております。このことについての見解をお伺いしたいと思います。

税 務 課 長 お答えいたします。

まず保証人の件につきましては、債権管理台帳の記載のところにも債権額等とこういうのを記しておりますけれども、ここにも保証人の関係は記することにしております。それと、保証人への督促と言うんですか、催促ですか、この件につきましては、まず最初に、この3ページのフローチャートにあげておりますとおり、期限の到来までに債権を納入していただきましたらもう滞納事務は発生しません。我々が一番最初に起こすアクションとしては督促です。これは当然督促は

その本人さんに督促するのは当然ですけれども、後に納付催告も行いますけれども、そういった段階で、やはり保証人のほうへも納入依頼していくというのが流れでございます。

- 3 番 滞納が始まりますと、当然滞納されている方に督促するのが順当でございます。そのときに保証人、特に単純保証人とか連帯保証人というような二つの保証人制度があるわけでございますが、保証人の方にあなたが保証されている方はこういうような状態ですよということを知らしめるというのが私は非常に大事なことではないかと思うんですけどね。

今のこの図で見ましたら、力いっぱい債権が膨らんでから保証人に頼むというような形になりまして、もう担保権を実行せなあかんとか、保証人に全く入らなかったから今までの滞納金、延滞金までついて保証人に請求するというのは、余りにも保証人に対してむごいんではないかと。督促をする場合には、やはり滞納者、保証人、そして町行政が三者一体となって、納税相談を受けながら取り組んでいく必要があるのではないかと、このように思うわけですが、これがフローチャートには、もう一つ見えてこないというように見るわけでございますが、この辺はいかがなものでしょうか。

- 税 務 課 長 もちろん債権の回収につきましては、いろんな方法で努力するというのは当然かと思えます。このフローチャートにも書いてございまして、強制執行等の中で一番最初に行うべきはこの担保のあるものというふうなことで、担保を処分するとか、その下に保証人への履行請求というふうなことも書いておりまして、決してその保証人をどうこうというふうな考えを持っておりません。いろんな方に、こういう保証人の方につきましても、請求していくと、催促していくというものでございます。

- 3 番 今も言いましたように、せっかく保証人に入っていていただいておりますので、特にそういう方とよく相談して督促をお願いしたいと思えます。

それと、今も委員長報告でありましたように、和解をされて、水道、下水道、和解をされている方が、1カ月おくられているというような報告があったわけでございますが、その方を例にとってみれば、どういうフローチャート図でいくのかなど、この説明をお願いしたいんですけど。

- 税 務 課 長 フローチャートの左の③の強制執行等をごらんいただきたいと思えます。その下に今、議員さんが言われました、担保のあるものとか、債務名義のあるもの、その他というふうになっております。このその他のところに訴訟手続、仮執行付の支払い督促をしておるんですけども、この右にその支払い督促というのがございます。これを裁判所に起こしてございまして、議員さんがご指摘になられましたように、すみません、ちょっと順序が前後するんですけど、その上に、④の徴収停止の一番右です。その他特別の事情というのがございます。これは支払い督促を行うに当たりまして、無資力とかそういった場合は強制執行しないという救済措置ですけども、今ご指摘のありました方につきましては強制執行を行いまして、その後両者、裁判所に提訴しまして、和解というふうなことで、現在っております。このフローチャートということですけども、これにおきましてもフローチャートでいきますと、現在は和解条項によって対応していただいておりますけれども、もしそれが履行されないというふうなことになりますと、強制執行に移るというふうなことになります。

- 3 番 わかりました。ということでございますが、私はある程度経験がありますので、することはわかるんですけども、普通一般の方が見たら今の説明ではちょっとわかりづらいというのが現状かと思えます。やはり今一番現実に起きていることが

わかりやすいような、フローチャート図を示していただければ非常にありがたいと、このように思うわけでございます。今からこの条例が施行されましたら、もっとこのフローチャート図を充実させて、だれにもわかるように、課員の方、また徴収される方、また住民の方もわかりますような方法のフローチャートを再度研究していただきたいと、このように要望いたします。以上です。

議 8 議 長 税 務 課 長 もちろん、今フローチャートをお示ししておりますけれども、改良を加えることには全然やぶさかではございません。今後引き続き研究します。

議 8 議 長 ほかにございませんか。

議 8 議 長 今宮内議員の質疑を聞いておったんですが、例えば保証人の場合、当然納付催告のときにも通知するとか、当然あるとか言って、今一般例として課長は答弁されましたが、具体的にこの条例なり最後についている支払い督促申し立て要綱の中で、例えば傷口が小さいうちに早く通知して、保証人からも何とか払えと、あるいは保証人が立てかえるというケースもありますし、その辺は何とかそういうふうにしますという答弁だけでは、また担当者が変わったりして保証人に請求を忘れておったりして、いかない場合もある。保証人も、保証人になったことを忘れて、いきなり2年も3年分も、例えば住宅の家賃にしても、まとめて何十万くればびっくりするわけです。そういう点も今の宮内議員の分も、どこかにきちっと同時に、催告の場合同時に保証人にも連絡というのはやっぱり文章として残しておくべきではないかというのを感じたのが1点と、それから先ほどの、昨年11月の臨時会の事例につきましても、今1カ月おくれで納付があると、2カ月とまったらという条件があるんですね。じゃあ2カ月になった場合いきなりどういくかというような部分は、このフローチャートでは載ってないと、だからあっち行ったり、例えばこのフローチャートの矢印やなしに、矢印と矢印がないところへ飛ぶ可能性もありますので、と思うんですね、今の説明を聞いておって。その辺もきちっと、いろんなケースをもうちょっと検討していただきたいと。その2点要望しておきますが。

議 1 議 長 副 町 長 言われるとおりでありまして、保証人に対するものにつきましては、これら少額のうちに対応といったような形になろうかと思えます。今言われましたように住宅使用料でありますとか、住宅資金の貸し付け、こういったようなものに対しては保証人を入れていただいておりますし、これらの保証人の方がお亡くなりになったり、また変わるような場合もございます。そういうような観点も含めまして、対応できるような形を整えていきたいと、このように思っております。

なお、先ほどありました少額訴訟における支払い督促の関係でありますけれども、これにつきましては和解条項に基づくものの条件を入れておりますので、それら等が守っていただければ強制執行というような形の中で、これはフローチャートの中で図示をさせていただいております。よろしく願いいたします。

議 1 議 長 ほかにございませんか。

議 1 議 長 1 1 条ですけれども、これの根拠をお聞かせをいただきたいと思うのですが、60万円の問題、それからこの専決処分との関係は、これはされた後、議会の採決対象となるのか、あるいは工事なんかのときの、議会の委任による専決処分として報告のみにとどめることになるのか、その点議会との関係についてお聞かせをいただきたいと思えます。

同様に報告については一番最後のところ、第17条第2項のところでも、債権を放棄したときは議会に報告するとなっておりますけれども、これらについても後に議決の対象か報告のみかというそういう点、議会との関係についてお聞かせいただきたいと思えます。

税 務 課 長 11条の専決処分につきましては、その第2項に書いてございますとおり、議会に報告をさせていただきます。

それと17条につきましては、これも報告というふうなことにさせていただいておりますが、報告はさせていただきますけれども、その債務者のプライバシーというふうなことが問題になるのではないかというふうなことも思っておりますので、この件につきましては慎重に取り扱っていきたくと。どこまで議員さんのほうへ報告させていただくのかというふうなことになるんですけども、そういったこともまた、後に検討させていただきます。報告事項でございます。

副 町 長 少額訴訟の分野につきましては、これは議会委任の専決事項ということで議会の議決をいただいております。そういう関係も含めまして、執行させていただいた後に報告をさせて、議会で、この本会議で報告をさせていただくというような形でございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第10号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第11号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第12号、福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご質疑がありましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第13号、福崎町立柳田國男・松岡家記念館の設置及び管理に関する条例の制定についてご質疑がございましたらどうぞ。

8 番 このたび財団法人からの寄附という形で、今度町立の柳田國男・松岡家記念館ということになって、設置及び管理条例が告示されておりますが、何点かその中でお尋ねしたいと思います。

まず、入場料につきましては、第4条で観覧料として定めてはおりますが、この特別展示の場合、次に定める範囲内ということでこれは上限を決めておられますが、例えば展示の内容によっては、物すごく例えばいいものをどこか貸してもらえる、展示できるという場合には、かなりのこともあるので、こういう上限を決めておくのはいいのかどうかと、将来的にはそういう、美術館とかああいう大きなところでは入場料は高いわけなんですけど、そこまでいかなくても、この民俗に関するそういう可能性があると思うんですけど、その特別展示の場合の上限を決められた考えというのを、まずお聞かせいただきたいのと、もう1点、それに関しまして、附則の2、当分の間無料にするというその考えですね。大人今1回200円を無料にして人をふやすのか、展示が余りできないのもう無料にするのか、それともこの町立になったことを記念して無料にされるのか、三木家との、三木家の整備ができた時点でという最初の説明もありましたけども、かなり先になる話ですし、その考えを2点についてお尋ねいたします。

社会教育課長 まず特別展示の上限を決めるというところでございます。

この特別展示につきましては、今ご指摘のとおり、やはり今の展示でしたら入館料200円と決まっておるわけではございますが、やはりいろんなところからたくさんの方に、そういった民俗学に対しての見聞を広めていただくということで、今後そういった展示もできないかということで、この条文をつけ加えさせていただきました。この条文の上限につきましては、兵庫県の博物館等がございまずるので、そういうものを参考にして、兵庫県は2,000円が最高額になっております。そういうのを参考にしながら施設の規模ぐらいから判断しまして、この1,000円ぐらいが適当ではないかというような形で決定をさせていただいております。そういった、それが上限ですので、その後展示の内容によってそれ以内で決めていこうという思いがございまず。当然それ以上費用がかかるようなことでもあります、その分につきましては、こちらのほうで負担しなければならないというような思いがございまず。

それで、無料の件でございまず。無料は今まで財団の所蔵品であったものが、福崎町の町民の財産になるということで、当分の間は住民の方に披露する期間が必要ではないかという思いがございまず。それと、ちょっと今まで記念館といひますと敷居が高いような雰囲気もあったんではないかという思いがございまず。住民の方にたくさん足を運んでもらうことによりまして、より柳田國男を身近に感じていただけたらなど、それによって柳田國男の顕彰を図り、住民の誇りとして柳田國男が、民俗学が住民にもう少し根づいていただけたらなどというような思いがございまず。

議 長 質疑の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

8 番 今、当分の間無料にするという理由をお聞かせいただいたわけですが、料金的に200円と、それと責任ある展示をしていると、それでその200円が高い安いで敷居が低くなるとかいうのは一般的に考えられないということから、私としてはそこまでする必要はなかったんじゃないかと。それよりももっとこうなって充実して、町になったからということで、ことしは55周年、柳田國男50年祭もありますし、それをきっかけに改めてPRをしてきちっと見ていただいて、責任ある展示をしていると。有料でという考えのほうがよかったんではないかと。私自身は思うわけなんです、こういうふうにされるといふことと、それから後、規則をですね、社会教育課の資料の最後1ページ、この資料の社会教育課の1ページにあります、ちょっと文言とかでお尋ねするんですが、第4条にあります、まずその第4条のタイトルが「入館者の遵守事項」と、入館者とあって、次が「来館者は次の各号に掲げる事項は守らなければならない」、この入館者と来館者と分けられているのは、細かい考えですね。それとその第4、「所定の場所以外で飲食をしない」ということになりまして、所定の場所というのが、飲食できる所定の場所を定められるのかと。通常ですと、「館内で飲食をしないこと」とかいうふうには、上の喫煙と一緒にすると思うんですが、その考えをお願いします。

社会教育課長 まず入館者と来館者の件でございまず。この表題には入館者のというような表

現がございますが、これはいわゆる設置側から見た入館者ということで、4条の「来館者は次の各項に掲げる」というようなことは、来た人がこのことを守らなければならないというような形で区分けをして決めております。

それと、所定の場所で飲食というのですが、基本的には記念館の館内は飲食は中止、通常は中止といたしましょうか、飲食には使えないような形で対応させていただこうと思っております。ただ、年間を通しまして事業をやっておりますので、今まで財団がソバ打ち体験なんかを外でやられまして、それを2階で食べたというような事業もございました。そういうのも含めまして、事業絡みでそういった飲食が伴うような分につきましては、やはり対応しておかないといけないということで、この条文をつくっておるところでございます。

8 番 そういうイベントなんかでの試食なんかを上でする可能性も今までの経験からあったということですね。はい、こういうことするんであればそれでわかります。

それと次、第6条、会議室、「施設の利用」ということで、歴史研究とか地域文化の振興のために会議室を使用できるというふうになっておりますが、この会議室の使用の料金、当然、場所は2階の部屋だと思っております。それと会議に当面の間無料ですからいいと思っておりますが、また有料になってから、会議だけに来られるという場合の料金ですね、どういうふうにご覧になるのか。

社会教育課長 施設の利用につきましては、ここに書いてありますように、柳田國男及び松岡家に関する資料、民俗資料及び各種の文化的資料の展示云々ということで、これはやはり柳田國男の記念館の条例でもあります。柳田國男の顕彰なり地域文化の発展という目的にかなっている使用で認めるというような形になるかと思っておりますので、当然これは無料で対応したいというふうにご覧になっております。

8 番 使用料は無料ですけれども、じゃあそのときに私は上の会議に来たということになれば、もし有料になっていた場合でも、私は上で会議ですということになれば無料と考えているのか。その場合はそのときまた考え検討されるのか。例えば文珠荘の場合ね、ふろだと入られますが、65歳過ぎて宴会のほうでということになればずっと上がれますわね。それでふろも入れるという、いろいろそういうことと少し違うかもわかりませんが、会議に来たということでも無料にされるのか。それから、そういうふうになった場合に、人がかなり出入りするということのときに、担当課なりがイベントされるときは見張りとか、いわゆる盗難とか破損に関して気をつけると思うんですが、そういう会議で自由に会議してくださいという場合に、セキュリティの管理なんかはどういうふうにご覧になるのかについて、お尋ねします。

社会教育課長 まず有料無料の関係で、例えばこの施設の2階の会議室を利用されたときに、展示を見られるような場合もあるかと思っております。そういったところは、この施設が有料になっていた時点でしたら、やはり紳士的なところで判断せざるを得ないのではないかとこのように思っております。

セキュリティにつきましては、当然その館の受付には人がおりますので、利用者につきましては、館内を利用されるのと同様に扱っていきたいというふうに思っております。

8 番 総括的なことなんですが、歴民と三木家が改修できた場合、生家とこの記念館とあわせて、このたび町立になるということで一体的な活用計画も考えるべきではないかと。三木家改修の時にも三木家住宅の活用というのもあったんですが、これもあわせて考えてみてはという以前指摘もあったし、私もしたように思うんですが。そのあたりについては、これからとりあえず三木家は改修しながら考えていくと、活用をいろいろ検討していくということだったんですが、もう町立に

やるのか見ておるところですけれども、短期的に見ることはできないわけですから、一定の中期的に、長期とは言わなくても中期的な財政運営もしなきゃならんとは思いますが、もう少し改善方があったのではといたしますか、使い道を年度内に考えてもよかったですのではないかと思います。再三、議会の一般質問でも、シカの話も出ておりましたし、道路の話やらその他いろいろな意見や要望が出ておるわけでありまして、それらがもう少し対応ができる部分があったんじゃないかというふうに思いながら補正予算を見させていただいております。今になっては何とも間に合わない部分もありますけれども、なぜ年度内にもう少し使っていくという、そういうことにならなかったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

副 町 長 財源の関係でありますけれども、まず町税に関する部分につきましては、所管の委員会であります総務文教でそれぞれ調定額を含めた形の中でお示しをさせていただいております。また、地方交付税の普通交付税の関係は、算定を含めた形の中で、これも所管の総務文教常任委員会で報告を差し上げているところでありまして、それら等の部分について、剰余金等の関係を含めまして、行政は一定の水準で図っていくものというように考えております。地方財政における一般財源が足りないときには財政調整基金を取り崩して充てていくと。行政水準を一定の水準に求めていくというような事柄もございます。余った場合におきましては、足りないときのために財政調整基金に積み立てて、一定の行政水準を図っていくというのが、これはもうまさしく私どもの使命であると思っております。

いずれにいたしましても、行政の一定水準を維持するために調整機能を働かす基金を活用しながら進めていきたい、このように思っております。

1 1 番 全くもうこの分については初めから使う気がなかったんだみたいに聞こえたんですが、それはそれとして、あと、最終補正でありますのでこの時期、いっぱい減を示す三角がたくさんついてくるわけなんですけれども、こうならないような努力方はどうであったのかというふうに思うのですが、その点については、特に健康福祉課長の関係等ではどうなんでしょうか。

副 町 長 全体的に申し上げますと、行政の一定の計画の中におきましては、総合計画に照らし合わせて実施計画を設けております。そういう関係も含めまして、次年度たくさんの財源が必要であるとか、その前に一定の水準の中で一括的にやらなければならない事業等についての考え方もございます。そういう考え方から含めまして、この年度については一定水準で財政調整基金にも積みみたいというような考え方はございました。それとともに、地方財政におきまして一番大事なものは政府における地方財政計画、その中で一般財源所要額というものが示されてまいります。今の政府におきましては、23年度から25年度、22年水準の一般財源を確保したいといういわゆる政府の閣議決定等を踏まえた上での我々の財政運営のあり方であります。

また、今福祉関係について不用額のお話がありました。歳出には規制がかかってまいります。それら等を踏まえた上で、ある程度見込んだ形での予算組みもありますし、そのほかにも介護保険でありますとか、そういったような執行段階におきまして計画どおりに上がってこなかった、そういったような予定しておった部分がおくれたり、次年度に回されたりといったような事柄があって、それら等の影響を受けて不用額も出しております。

健康福祉課長 健康福祉課関係での補正予算につきましては、59ページからでございます、社会福祉総務費で770万円の減、この一番大きな原因は国民健康保険の繰出金、これが580万円減額をしているところでございます。これも実績の見込みによ

りまして減額をしております。

それと障害福祉につきましては1,670万円という金額は大きいんですけども、ほとんどが障害福祉サービス費で1,480万円の減額をしております。これにつきましては、当初は福崎町の新しい施設が7月に建設されるというところで、障害者の在宅でのサービスを見込んでおりましたが、建設がおくれまして、その分不用額となっております。

そのほか、予防費につきましては、健診等の委託料を十分見込んでおったわけですけども、これも実績見込みによりまして123万円ほど減額となっております。すべて実績見込みがほとんどでございます。

議 8 長 ほかにございませんか。
番 ちよつと事項別明細書の小さいところなんです、91ページ、92ページに社会教育費がありまして、2点、最後ということで顕彰会に50万円の補助金の内容と、それから確か町長のあいさつ、コメントにもあったと思うんですが、図書購入費で400万円というのは年間図書費は大体1,000万円くらいですね。それに対して400万円というのかなり大きい額で、ということは図書館から常々このぐらい大きな額で何か特別なコーナーか何かつくりたいとか要望が出ておったのか。あるいはもう予算が余ったので、今じゃないけども余ったのでなんでも本を買えとなるのか、そのあたりは図書館との連携がきちっとできての予算づけかどうかを聞きたいと思うんですが。

社会教育課長 図書館のほうにつきましては、ご存じのように1,000万円ずつ最近図書の購入費として予算計上させていただいております。平成17年に図書館ができて、図書の充実ということで大体1,000万円で6,000冊ぐらいが買える予定になっております。今回、国の事業がありまして、そこに知の地域づくり、「知る」知ですね、知の地域づくりという事業がございまして、それに図書購入というメニューがございまして、それにのっかかって申請をしまして、もう400万円をいただいたところでございます。本の収集につきましては、ホームページにも出ておるんですが、収集方針というものを図書館で決めております。これに基づいて毎週火曜日に本の選定をするわけですが、その400万円につきましては今後、早く蔵書の充実をと進めている中で、ここ数年は、もう少し蔵書をためたいというようなところもございまして、この400万円をいただくことによって、少しでも早くその蔵書の充実につながるのではないかなと思うのでございます。

それから記念館の50万円の補正でございまして、これは3月31日で財団法人は解散されます。翌年、平成23年度は清算処理に入ります。財団から清算法人となられるわけなんです、そのときに清算には清算認可への費用弁償とか旅費、それから建物の登記の名義変更、そういったお金がかかります。そういった分を補正でいただいて、繰り越しをしてそのお金に使おうというところでございます。

議 長 ほかにございませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第15号、平成22年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご質疑がございましたらどうぞ。
ございませんか。

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
(「ありません」の声あり)

次、議案第16号、平成22年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第17号、平成22年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第18号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご質疑がございましたらどうぞ。

8 番 議案の説明のときにちょっと伺いまして気になっておるといふか教えていただきたいのが、事項別明細書の歳入の5、6ページですね。これに対しては、歳出のほうもあるわけですが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金というのが全額不用になったということの説明を受けたと思うんですが。これは、いわゆるスプリンクラーの設置ですね、介護施設の。ということで、当初に予算をつけておられるということは、対象施設があつてのことだと思ふんですが、それをどこもことしは工事されなかった。その理由ですね。申し出がなかったのか、あるいはこれをするにあたってかなり費用が要るからとか、その他の理由で施設がされなかったのか、それとあと、これが大事なところですのでね、老人施設なんかでよく火災というのが一番問題になるところですので。あと、その対象施設でのスプリンクラーの整備率ないし、未整備施設はまだあると思うんですが、そのあたりの説明をお願いしたいと思ふます。

健康福祉課長 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金270万円、当初予算をそのまま減額をしております。これにつきましては、先ほど申されましたスプリンクラーの整備に係る補助ということでございます。消防法が改正されまして、グループホーム等にもそういったスプリンクラーを設置する義務が出てまいりました。まだ期限はございますけども、その間に設置とすることでございます。当初は1カ所、消防法には、一部ついておりますが、合致していないという施設がございました。実際申請する段階におきまして国のほうに確認をしますと、一部そういうものについて、一部設置の施設に対しては補助はできないというような回答がございまして、該当する施設がなくなったということでございますが、つい先日ぐらいに、また国のほうから報告もございまして、来年度においては一部設置につく補助も計画をしてみると、予算の都合もあるかと思ふますけども、そういう通知もいただいておりますので、来年度、新年度ですけども、もしそれが可能であれば、確定すればまた補正予算で整備をしていただきたいと考えております。

8 番 そういう点をPRしていただいて、それから施設の設備管理をよくしていただいて、いざというときに水が出なんだでは困りますので、そういうことも含めて、施設の安全というのは、これは大きな事件も時々起きてますので、施設のほうにもよくPRをしておいてください。

議 長 ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第19号、平成22年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第20号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第21号、平成22年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)についてご質疑がございましたらどうぞ。

3 番 きょうの民生常任委員会の報告でありましたように、平成15年以前のは公債権ということですのですべてを時効にするということが177万7,894円が上がっていたわけでございます。この資料の平成22年度水道事業予定貸借対照表を見ましたら、未収金といたしまして922万9,319円あるわけでございますが、年度ごとのこの予定の未収金額を教えてください。

水道課 長 年度ごとの未収金ということで、これは6月の決算の資料でございます。まず平成元年が18万1,020円、それから平成2年4万4,780円、それから平成3年4万9,770円、平成5年が12万7,260円、平成6年が2万2,540円、平成7年3万4,260円、平成8年7万4,060円、それから平成9年2万2,985円、平成10年37万3,020円、それから平成11年32万4,222円、それから平成12年20万3,542円、平成13年13万7,085円。はい、それでは申しわけありません。先ほど言いましたように平成元年から平成21年まで、合計しまして1,016万319円と、このようになっております。

3 番 1,016万319円から177万7,894円引かれた分ではないとは思っていますね。22年の3月31日に15年度まではもうゼロになるわけでしょう。ですから16年度に幾ら、17年度に幾ら、そして22年度の3月31日には未収金が幾らになりますよ。これが予定貸借対照表ではないかと思うんですね、未収金。それにつきまして、例えば今回、債権管理条例ができます。それに合わせて今後処理という形になってこようかと思っておりますので、16年に幾ら、17年に幾ら、18年に幾ら、そして22年度分は3月31日現在は幾らになるかと、こういう数字が出ていると思うんですね。その数字を年度別にお問い合わせしたいと、私はお聞きをしたわけなんですけども。

水道課 長 平成15年までは、先ほど議員言われましたように公債権ですべてゼロになるというわけではございませんでして、一部まだ15年以前の方も残っております。というのは、分納誓約書をもらいまして、少しずつですけれども納めてもらっておる方については、このたびの不納欠損ではあげておりません。まだもらつつもりでございます。また、今言われましたように、16年からの分がございまして、16年は先ほど言いましたように、37万6,305円、そして17年が50万1,185円、18年が57万1,430円、そして19年が72万6,330円と、そして20年が82万2,760円、そして昨年は517万8,580円ということで、まだこれだけのお金が残ってまいります。そして本年度その不納欠損も177万幾らかを不納欠損いたします。それから差し引いた金額が残ってくるわけでございますけれども、まだ本年3月までということで、その詳しい金額までは積算をしておりますけれども、この予定貸借対照表で今、議員言われましたように未収金ということで残ってまいります金額が、先ほども言われましたけれども、未収金として922万9,319円という金額が残ってまいります。

3 番 15年以前のもものが今分納していただいておりますので、時効の援用にはかからないということかと、このように思うわけですが、それで見まして、予定の3月31日ですから、わからないという数字はないと思うんですね。あくまでもこの数字をあげられているので。だけど23年度の予定をされているとこのように思いますのでね、また昼の時間にきちっと16年度では幾らの未収金です、17年度は幾らの未収金ですと、こういう答弁を願いたいとこのように思います。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第22号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)についてご質疑がございましたらどうぞ。

8 番 予定貸借対照表の最後のところで、当年度純利益がマイナスに大きく234万6,000円となっております。当初は少しプラスの予定だったと思うんですが、大きくマイナスになったこの要因、それをお聞かせいただきたいと。

水道課 長 本年度、議員言われますように、当初予算では黒字の予算を組んでおりました。本年度は大きな建設改良ということで、送水管の移設工事を行いました。これはほ場整備に合わせて行ったわけですが、そのほ場整備事業と送水管の埋設事業ということで、この移設事業につきましては、県のほうから工事負担金ももらっております。その工事負担金が、ほ場整備事業の事業費の中に組み入れられるということで、その工事負担金の土地改良区負担分、これは12.5%でございます。それをこの工水事業から工事負担金として、土地改良区のほうへお支払いするという形で、今回大きく金額がふえたわけですが、その分が今回赤字になったということでございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第23号、平成23年度福崎町一般会計予算についてご質疑がございましたらどうぞ。

1 3 番 今回の職員の配置について少しお尋ねをしたいと思います。総務課資料の12ページですか。今回非常に、一般職そして嘱託・臨時職員の、要するに一般会計並びに特別会計のほうからの支払いが変わりまして、その辺の給料の関係と配置についてお尋ねをするものでございます。

まず初めに、社会福祉総務費の中で、146ページ、給料の分で職員6名分2,174万7,000円、そして嘱託・臨時職員給3名分、468万円というふうに計上をされているわけですが、そしてこれを見ても、社会福祉総務費のほうでは、これが一般職におきましては2名の減、そして嘱託・臨時職員におきましても1名ふえているというふうな人員の配置になっております。そして前年度の分のこの職員給を調べてみますと、前年度はこの6名のところが8名になっておまして、そして全額の支給額が2,867万4,000円、1人当たりで換算しますと358万4,000円、これは単純計算でございますけれども、そういう計算になっております。そして23年度は、今言いましたこの分の6名で2,174万7,000円というふうな数字があがっておりまして、これを一人当たりで単純計算してみますと、362万4,000円となりまして、これが4万円のプラスになっているわけなんですね。それで嘱託職員につきましては、3名になりましたので、1名ふえましたので、この辺が前年度に比べますと、1

78万8,000円のプラスになっているわけですね、ちょっと整理がしにくいと思いますけども。そして一人当たりが、この分につきましては156万円というふうな金額になろうかと思うんですね。そして社会福祉総務費のほうから支払う賃金におきましては、23年度、513万9,000円というふうな減額になりまして、その効果のものが出ているように思うわけなんです。

しかしながら、賃金の格差が非常に大きいわけですね。要するに、一般職、正規の職員かと思えますけども、それに比べまして、嘱託あるいは臨時職員の給料が非常に低いわけなんですけども、これにつきましては、経験年数とかあるいはいろんな資格とか、いろんな責任とか、いろんなものが絡んできますので、これはいたし方ないというふうに思うわけなんですけども、この辺の格差の違いと、また主なこの増減の理由について説明をお願いをしたいものでございます。

総務課長 まず、職員給が8名から6名になった理由なんですけども、一部、予算計上を保健衛生総務費のほうに置きかえましたので、その分の1名減と、それから1人育休になりましたので、その分の2名の減となっております。その育休になった職員の代替といたしまして臨時職員を1名採用いたしますので、臨時・嘱託職員給は2名から3名とこういうふうになっております。

1 3 番 そうなりますと、このように嘱託あるいは臨時職員でもって採用いたしまして、その期間というものはどのぐらいの期間採用されるんですか。

総務課長 育児休業に対応する臨時職員は1年の期間でございます。

1 3 番 今言いましたように、その賃金の格差ですけども、これはしょうがないと思うわけなんですけども、この辺の設定の基準みたいなものはあるんでしょうか。

総務課長 これは例規集にそれぞれ職員給も載せておりますし、嘱託・臨時職員の給料表も例規集に載せておりますので、それに基づいて募集も行っているということでございます。

1 3 番 それではもう1点同じようなところがございまして、その確認をしたいわけなんですけども、事項別明細書の170ページに計上されているわけなんですけども、今年度は職員給といたしまして15名分で4,995万5,000円、そして嘱託も臨時職員給におきましては18名分といたしまして3,793万2,000円計上されております。そしてこの辺も前年度と比較をしてみますと、若干の変動がありまして、金額的にも、いろいろ調べた結果、結構変わっているわけなんです。それで結果的には、職員給におきましては1,086万5,000円の減額になろうかと思うんです、22年度と比較しまして。そして臨時職員並びにこの辺につきましては、前年度に比べまして206万4,000円減額になりました。非常にこのたびの人数の配置によって、給与の効果があらわれているような感じがするわけなんです。

そして全体的には、これだけの数の方が配置転換になりまして、3,034万円ですか、このたびのこの配置がえによりまして、効果が出ているような感じがするわけなんですけども、これにつきましても今回の福崎町の広報の3月号にも出ておまして、職員の給与やあるいは職員数を公表しますよという形でもって広報にも載っております。

そしてその数字を見てみると、実績として22年度には182名の方が載っていたわけなんです。182名ですよという形でもって22年度は。そうしますと、今回、配置をされた人数を見てみると、非常に人数的に違う数字が出ているわけなんですけども、この辺の数字の違いをご説明をお願いしたいと思います。

総務課長 この170ページの職員給が減になっているというような話があるんですけども、その件につきましては、法律改正によりまして自園調理に関して保育所費に

給食調理の人員費を置く必要がなくなりましたために、保育所費に給食センター職員を置いておりました。それを給食センターのほうに置きかえたということが原因でございまして、この職員数の人数につきましては、教育委員会からいただきました職員配置計画により、配置をきちっとさせていただいているところでございます。

それから、平成22年度の定員が182名だということでもありますけども、これは総務省の定員管理調査に基づく調査でございまして、正規職員プラス嘱託職員の中で、常勤の職員をカウントするということになってございます。ということで、この12ページの表で言いますと、この154名、プラスちょっとここには育休の職員が入っておりませんので、その育休の職員のプラスと、それからこの臨時・嘱託76名のうちに常勤の嘱託職員、プラスをして182名という数字で報告をさせていただいているところでございます。

1 3 番 実際にはこの議会に報告された人数そのものが、一般職員におきましては154名、そして嘱託・臨時職員におきましては76名というふうな形の数字が計上されておりますよね。そして両方でもって230名というふうな数字になろうかと思うんですね。そうなりますと、やはり臨時とか嘱託職員におきましては、正規の職員ではありませんので、これは関係ないと思いますけども、町民の皆さん方に出した分におきましては、団塊の世代とか、そんな方の退職あるいは役年層の退職によりまして、計画を大きく上回る吏員の削減になったと、19名の大幅な削減につながったというようなことになっておりまして、その辺の公表された分と、このたびの議会に提出されたこの書類との数字が余りにも違うもので、ちょっと疑問を感じて質問をしてるわけなんですけども、この辺については、やはり実際に給与を支払っている職員と、あるいは臨時とか嘱託職員を含めると、非常に大きな金額になりまして、15億2,000万ほどのお金が支払われているというのが現実でございまして、この辺はもう少しわかりやすいような、そういう公表のやり方もあるんじゃないかなというふうな感じはするわけなんですけども、その辺についてはいかがなんでしょうか。

総務課長 今、富田議員がおっしゃられたとおりでございまして、総務課資料でつけておりますのは、これは当初予算の資料ということで、予算計上しております職員の数をすべて書いているということでございます。そして、町の広報等で公表しておりますものは、全国一律の基準で総務省の定員管理調査という調査もので報告をして、全国レベルで水準を比較できるという数字でございまして、今申し上げましたように正規職員プラス、福崎町で言いますと常勤の嘱託職員をカウントした数字を載せております。これはもう総務省の調査の数字で、それをあげるということになっておりますので、そのようにさせていただいております。

1 3 番 お伺いしますけども、今回の職員数の定数につきましては、22年度をベースにしたそういうふうな設定の目標でもって進んできたようなことが言われておりまして、今後はこのような職員定数の減ということは考えているのでしょうか。

総務課長 先日の総務文教常任委員会でも報告させていただいたんですけども、第4次定員適正化計画を今、策定中でございます。第3次定員適正化計画では、集中改革プランがございまして、5%の定員削減というようなことが国からの指示もございまして、相当な削減をしてきたわけでございますけども、23年度を初年度とします5年間の第4次定員適正化計画におきましては、もう定員は削減していないという方針を立てさせていただいているところでございます。

議長 ほかにございませんか。

6 番 福崎町の平成23年度予算が今議会に上程されました。一般会計の総額は昨年

度の68億1,700万円から、75億6,300万円、7億4,600万円に増額されております。率にして10.9%。特に重要な政策課題としては、田原保育所が新たに（仮称）田原幼稚園として建設されることになりました。これは多くの町民が待ち望んでいた結果だと思えます。また一方では、ことしは本町出身の柳田國男50回忌と、町制55周年の記念の節目の年に当たりますので、たくさんの記念事業を実施する予算が盛り込まれております。そういう中であっても、なおかつ行財政改革等でかなり厳しい予算に見ることはできます。

そこで私は気になる点、2点だけお尋ねしたいんですが、23年度の歳入歳出予算事項別明細書の7ページと8ページを見ていただきたいんですが、その中の2目、国有資産等所在市町村交付金についてお尋ねしたいと思います。

まず最初に、この交付金というのは実際どのようなものなのか。どの物件に該当するもので、予算額110万円についてはどのように算出されているのか。私は一般的には、国有地等で固定資産税が課税されておりませんから、その分に相当する額として交付金としてちょうだいするものと、このように理解していますが、それについてももし間違っていたらご指導お願いしたいと思うんです。

税務課長 議員さん申されるとおりでございます。場所につきましては土地と建物がございましては辻川テラスと福崎テラス、建物につきましては大門住宅、福田住宅、辻川テラス、福崎テラスです。土地と建物につきましては、県が算定して交付金としていただいております。今回ちょっと約11%ほど前年から比較しましたら減収となっております。私も県のほうに尋ねました。なぜこれだけ少なくなったかというふうなことで、尋ねたんですけれども、結果、見直しをしているらしいです。その結果、交付金算定標準額というのが下がったというふうなことで理解してほしいという回答でした。これは建物について下がったということ聞いております。以上です。

6 番 再度お尋ねしますが、辻川テラスあるいは公営住宅等、そういった土地建物について、本来、固定資産税は賦課されてないから、そのかわりに所在市町村交付金として交付されるんですか、このものは。

税務課長 県の所有ですので、その固定資産につきまして、当該市町村に交付金として県は交付するというようになっております。

6 番 先般その制度が若干変わって、従来よりもその評価額が見直されて、額が非常に少なくなったと言われてますが、仮にその物件の隣に民地があったとしたら、民地とその物件と当該物件と比べたら、かなり評価額に差があるんでしょうか。

税務課長 申しわけないんですが、標準額の算定方法というのはどういうふうに県がしているかというのは承知いたしておりません。もちろん近隣地と余り誤差がないようにそういう算定はしているものと思えます。

6 番 金額的にも若干不満な点があるんですが、それよりもちょっと疑問がございまして。例えば播但連絡道路。これ県の公団の物件、資産です。それからJR。もう民営化されて株式会社の資産ですね。あるいは福崎でしたら中国自動車道、これらについては固定資産税は賦課されてませんわね。これは何か法令等で定めがあるんでしょうか。

税務課長 固定資産税は課税にはなっておりません。

6 番 なっておりませんですね。そうしますと、先ほどの国有資産等所在地交付金で、できればそういった本町の占める部分に播但道、いわゆる県の資産とか民間企業のそういう占有する面積がある場合については、そういった形で交付されてもいいんじゃないかな。もっと極端に言えば、固定資産の課税ができないのかなという気がするんですが、それは何らかの法律で非課税措置になっていて、となれば、

そのかわりに交付金としてそれなりの相当金を交付いただくのは妥当ではないかと思いますが、改めてお尋ねいたします。

税務課長 やはり中国道、播但道といたしましても、やはり公というふうなことになっておりまして、課税してないというふうな実態でございます。制度上そういうことになっております。

6 番 制度上そうなっているのはよく理解できるんですけども、公の使用であっても、例えばじゃあ、福崎町が国なり県の土地を借りて何か事業をするときに、その土地に対する使用料は必ず取られますので、制度でそうなってる以上、非常に難しい面があるかと思いますが、ふっところ単純に考えたときに、なぜそれ相当の部分は入らないのかなという気がしましたので、改めてまたそういったところも調査研究していただきたいと思います。

それからもう1点ですが、同じく明細書の29ページと30ページでございます。自動車取得税交付金でございます。これをちょっと過去何年か前のもを見ておきますと、平成20年度は6,450万円の当初予算が計上されておりました。本年度は2,850万円。ちょうど半減しています。自動車等の販売台数が減ったのかというようなところも影響するかもわかりませんが、まず最初にそのあたりからお教え願いたいと思います。

企画財政課長 自動車取得税につきましても、減免措置等が新たに出てきております。そういった影響でも、過去と比較しますと大きく減少していっている要因に、それから当然販売台数が落ち込みますと、交付金につきましても影響を受けているということで、かなり落ち込んできているというところでございます。

6 番 昨年あたりからハイブリッド車のプリウス等が結構売れてますので、また来年あたりはある程度回復するのではないかと思いますけれど。

それと、その自動車取得税の算出について若干疑問点を持っておりますけれども、30ページの説明欄にも詳しく掲載されております。これについては、兵庫県全体の自動車取得税の総額から、いわゆる100分の95、これは県の事務手数料として県がそれを差し引いたものに対する、あと10分の7を県下の市町村、10分の3を県が取得税の中から差し引きすると。ちょっと法律見てますと、この自動車取得税は、県が市町村の道路費用に充てるために交付するもので、その交付金であるとなっていますので、間違っているかもわかりませんが、その県の10分3を県が取得することに若干の疑義を感じております。

それから、例えばそうじゃなくして総額、いわゆる県全体で仮に1万円の取得税があったとすれば、その中で県道と市町村道路との面積案分すれば非常にわかりやすいと思うんですが、なぜ先ほども言いましたように、10分の3を県が先に徴収してるのかというのが1点と、それからこの10分の3なり10分の7というものは政令で決まっておりますけれども、全国かなり都道府県で見たら条件は違うと思うんですね。国道、県道の多い県とそうでない県、例えば兵庫県はわかりませんが、8対2かもわかりませんから。もし一律ではなくて、それぞれ県の実態で交付するようにならないものかどうかという気がいたします。これらについて、県の恐らく何らかの基準で決められて今も交付されておりますけれども、やはりそれについて、県下の市町村会議等でもっともっと強く要望するとか、それは昔に比べて結構道路がよくなってることも十分理解できますけれども、まだまだ本町にとっても道路事業の要望もたくさんありますので、そういった財源についても生かしていく必要があるかと思いますが、それについての考え方を改めてお尋ねしたいと思います。

企画財政課長 自動車取得税交付金につきましては、関係法令が地方税法になってまいります。

その中でこの自動車取得税につきましては都道府県が徴収できるという規定がございまして、その自動車取得税の交付の考え方といたしまして、先ほどご質問にもありましたように、10分の7については市町村に、10分の3については都道府県ということが、この地方税法の中で決められておるところでございまして。ご指摘のように、確かにそれぞれの都道府県、地域によって状況が違ってくるところがあるんですけども、国の法律によって決まっておりますので、どうしても全国一律的な基準が設けられているというところでは、そういったことも今後機会があれば要望等、上げていければと思っております。

議長 質疑の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

◇

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

◇

議長 長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の宮内議員の質疑に対する回答、答弁を求めます。

水道課長 先ほどの水道会計の補正の時に質問がございました答弁をさせていただきます。

これは2月25日現在の数字です。平成15年までの分が16万6,195円。16年からはちょっと先ほど説明いたしました。本年、22年の分でございますけれども、583万4,394円。合わせまして合計で922万9,319円。以上でございます。

議長 3 長 それでは続きまして、質疑はございませんか。

3番 町長の今回の議会の冒頭のあいさつでありましたように、23年度の大きな三つの事業というところで、田原幼稚園、それと町制55周年記念、その中でも柳田國男先生の50年祭、そして食育の推進計画とあげられてましたのですが、まずこの事業の中から1点お聞きをしたいということでございます。

町制55周年記念、事項別明細書の122ページのところでございますが、サルビア田園アート事業委託料ということがございます。この中で、田園の場所と面積は幾らほどになりますか。

総務課長 場所なんですけれども、もちむぎのやかたの北側になります田んぼでございます。面積は約840平米ほどでございます。

3番 地番があると思うので、それを確認させていただけないでしょうか。

産業課長 場所でございますけれども、西田原1101番でございます。

3番 サルビアでアートをすることでございますが、福崎町で私がよう見るのはサルビアは赤色となっておりますが、ほかにどのような色のサルビアがあるわけでしょうか。

総務課長 白色、それから青色、そして赤色というような、おおむねこの3色あたりで田園アートをしたいというふうに思っております。

3番 咲きごろですね、アートということですから、どのような絵を描かれるのか。どのような模様にされるのか。そしてその花が赤、青、白を組み合わせるとどのような図柄、そして花が咲く時期はいつごろかということをお答え願いたいと思います。

総務課長 この図柄といたしましては町章のマーク、それから55周年の55という数字を描こうとするものです。周辺は赤いサルビアで、55の数字は白といたします。

か、黄色系のような色、そして町章のマークは、今申し上げました青いような色で行う予定でございます。

3 番 どの辺から見たら一番きれいなのでしょうね。アートですから上から見なければならぬような形になりますんでね。案外あそこは木が生えていたり、見る場所がどこらが一番ポイント的なところになるのかなと思うんですけども。

それと今もう1点、その時期はいつごろ花が咲くのかというのと。

総務課長 時期につきましては8月6日、7日の柳田國男50年祭に合わせた格好で、その辺が一番満開になるような形で行いたいというふうに思っております。

見学する場所につきましては産業課長のほうから答えていただきます。

産業課長 見学ということになりますと、第1グラウンドの南側が一番見えるんじゃないかと思っております。したがって、現在、フェンスで周りを囲ってある駐車場の、現在トイレがあるところの東側附近のフェンスを外しまして、仮設のそういった写真を撮るところ、見学席と言うんですか、そういう場所を計画しているところでございます。

3 番 この委託料293万円になっておりますが、これにつきまして委託料ですからどこかに業者、もしくは団体に委託されるのではないかとこのように思いますし、これに対して例えば、苗代ですか、このようなものはどうされるのか。ちょっとこの293万円につきまして、具体的な数字をお願いしたい。

総務課長 この田園アートにつきましては、中心的な役割を担っていただきますのはNPO法人のハートフルガーデン中播磨をお願いしたいと思っております。そのほか鍛冶屋営農組合の花と緑の基地とか、そういったところにもお手伝いいただきながら、この事業を成功させたいというふうに思っております。

3 番 このアートをされるときに、例えば参画と協働とよく言われますので、こういふときにボランティアの方で苗を植えられるとか、そのようなことはお考えになっているのかということをお聞きしたいと。このように今質問させていただいているわけなんですけども、いやもう全面そのハートフルガーデンですか、そこにも丸投げするんだとか、鍛冶屋のほうでサルビアをつくってもらうんだとか言うて、いろんな方法があると思っておりますので、植樹もせつかく55周年をみんなで祝い、みんなで築き上げていこうということが必要なのかなと思いますんで、そこらあたりをご説明お願いします。

産業課長 先ほど総務課長のほうからも説明がありましたけれども、基本的には赤いサルビアという形になるかと思えます。その赤いサルビアにつきましては、総務課長が言いましたように花と緑の基地、鍛冶屋の営農組合のほうに現在お願いしておりますけれども、その形をお願いをさせていただいて、やはり特殊的な青とか白につきましては、ハートフルガーデンの方々に協力を得ながらお願いしたいというところでございます。

時期的につきましては、8月に咲くようにということで、7月に花と緑の基地から移植をするという形になりまして、7月の上旬ごろになるかと思っておりますけれども、そういったときには町民の皆様方にも声をかけて、一つのイベントとして、イベント的な形で皆さん参加のもと、移植をしたいということで計画をしているところでございます。

3 番 田園アートについてはよくわかりました。

続きまして、食育についてでございますが、食育推進計画が立てられております。子どもから老人まで、幅広い方の食育推進という形を推進計画ではされております。小さな子ども、並びに学校のほうはいろいろと食育についてお伺いいたしましたので、今度はちょっと目線を変えまして、老人のほうで食育を考えてみ

たい、お聞きしてみたいとこのように思います。

事項別明細書の162ページ、老人ホームの賄材料費でございますが、まず食育と言いましたら、食材になろうかと思えます。この賄材料費が食材でございませぬので、この1,345万9,000円というのがありますが、これはどのようにお買い求めになっているのか説明をお願いします。

健康福祉課長 養護老人ホームの給食の材料につきましては、出納室を通じまして町内の業者からお米、肉、化学調味料等、野菜を購入しております。

3 番 食育ということに関しましては、やっぱりひとつ産業課と連携をしていただきまして、地元産野菜、地元食材というのをお願いしたいというのがございます。やはり食育を考えると、地産地消と一緒にリンクしていくものかと、このように考えております。今後そのような計画はございますでしょうか。

健康福祉課長 今のところ、計画は当初予算には反映はさせておりませんが、地産地消に関しまして、そういった食材を仕入れるということも考えていきたいと思えます。

3 番 質問が後先になるんですけども、この推進計画を組まれる検討メンバーに養護老人ホームの方は入っておられたのでしょうか。

健康福祉課長 入っておりません。

3 番 やはり、今現在は食育ということになりましたら、あらゆるところの職員さんにワーキンググループに入っていただきまして、子どもさん、また中高年の方、老人の方からいろんな食育を考えていただきたいと思えますが、立派な食育推進計画ができておりますので、それに基づいて小さな子どもから大きな子どもまで、食育を推進していきたいと、このように私たちも願っているわけでございますので、今後とも給食センター、またできますれば文珠荘とか、もちの木会館のほうにも地産地消、食育ということで随時進めていってもらいたいと、このように願うわけでございます。

続きまして、これが二つの大きなことでございますが、事項別明細書の今度は114ページでございますが、土地所有権整理事務委託料650万円と大変大きな予算が組んであるわけでございますが、この土地所有権の整理とは、どういう意味を指しているのかというのを説明をいただきたいんですけども。

企画財政課長 この委託料につきましては、平成22年度の補正予算でお願いをいたしました田原幼稚園の南に所在しております97名共有名義の土地、この所有権を福崎町名義に移転するための手続を委託しているものでございます。

3 番 97名の所有権の移転と言いますれば、相当大きな金額になろうかと思えますが、筆数で幾らほどとか、この所有権を持っておられる方はどのような方が持っておられるのかということ、説明してもらいたいのですが。

企画財政課長 97名につきましては、恐らく辻川区の昔の構成員であろうと思われまふ。筆数につきましては2筆でございます。

3 番 2筆の、97名による共有名義という形になっているわけですね。この方は現存されているのでしょうかね、この97名の方は。現存、生きておられるかいうことで、生きておられるんだったらこんなにお金要らないわけなんですね。ところがもう何十年も前に亡くなられておれば、相続とか時効とかそういうことで取得をされるかと思うんですけどね。

企画財政課長 この件につきましては補正予算に計上したときにも説明をさせていただいておりますけれども、ほとんどは相続が発生しておりますので、そういった相続権の調査からの委託になっております。

3 番 もう1点だけお聞きをしたいんですけども、事項別明細書の254ページの小学校費になるわけでございますけれども、この水道代が昨年は168万2,00

0円で、今年度予算が236万2,000円になっているわけでございます。以前にも水道代が、水道漏れがわからなかったということがありました。約68万円ほどふえていますので、どういう理由でふえているのかということをお聞きしたいと思います。

学校教育課長 この水道代の増加につきましては、夏場のプール水に藻が発生をしたりしておるような傾向が、特に昨年度は猛暑で多くなった経緯がございます。そういった中で水道代を少しふやすような形で各学校、経常的なものでふやしておるのが現状でございます。それとやはり突発的な漏水等も含めて、そういったときの対応という考え方も含まれておるかとは思っております。

議 長 ほかにございませんか。

8 番 少し何点か質疑をさせていただきます。

まず総括ですね、1、2ページの。1ページの事項別明細書の一番最初ですね、歳入の本年度と前年度の予算額を見ておりますと、2番から9番あたりまでの交付金などはその算定基準によって多少下がっておりますが、それ以外に町に直接かかわる部分としまして13番、使用料及び手数料が約700.691万5,000円下がっております。これは事項別明細書で言いますと41ページあたりから載っておりますが、この大きく使用料が下がっている内容をまず、それぞれ見たらいいんかと思いますが、説明いただけますか。

企画財政課長 それぞれ個々に減ってきているところがあるわけですが、44ページで幼稚園の保育料を計上しております。この入園見込み数がかなり減少してきております。これは長時間部のほうに移っているというゆえんもあろうかと思っております。これは約200万円減少をしております。それからエルデホール使用料で約100万円、住宅使用料で約100万円、こういったところが要因となっております。

8 番 そうですね、43、44ページの幼稚園保育料、これが105名と。前年度は140名と。その前が131名だったですかね。ちょっとデータ書いてないんですが。そこで、福崎幼稚園ができた2年前のときに、長時間、短時間の見込みがちよっと違ってまして、その後、昨年度は短時間部、いわゆる幼稚園のほうにかなり戻ってこられたというふうに認識しておるんですが、今回また短時間部で減らされていると。田原幼稚園ができたらまたそうなるんですが、今回の場合は田原幼稚園は関係ないと。特に福崎幼稚園に関してだと思っておりますが、かなり毎年変動があるように思うわけですが、その傾向をきちっとつかんでおられまして、現在の割合はどのようになっておりますか。

学校教育課長 今年度、来年度見込みの人数でございますけれども、全体的に見ますと、少ない対象年齢の学年になっております。その上で今の福崎幼稚園の長時間部と短時間部の割合ですが、現在、受け付けをしている段階ではありますけれども、今つかんでいる数字、予算計上している段階では、福崎幼稚園の長時間部のほうが10人で、短時間部のほうが27名の人数ととらえております。

8 番 短時間のほうがふえてきているということですね。できたときは長時間がかなり多かったんですが、そういうふうにお母さんのほうも傾向があるように私も思いますので、また田原幼稚園がオープンするときは、傾向を事前につかんで対応していただきたいと思います。

それと、エルデホールが、対前年度では100万円減っていると。けどもちょっとデータ見ますと、数年前からですとかなり使用料が減ってきております。例えば平成18年と言いますと780万円。約半減してきている。エルデホールの使用料が減る、活用が減るということなんですが、当然、料金をもらえない利

用もあるかと思うんですが。

社会教育課長 エルデホールにつきましては、平成16年度に減免規定をある程度改定いたしております。平成16年度に減免で利用された団体が全部で約14%であったのが、平成21年度は50%、約半数が減免で利用をされてる状況でございます。そういったところで実際の利用率につきましては、余り減っていないということで、減免利用が非常にふえてきたというところでございます。

8 番 減免の利用がふえているということで、それなりに使われてるということと理解しておきます。

それと、事項別明細書、歳入の75、76ページ。財産収入で、財産売払収入、不動産売払収入が270万円計上されているわけですが、当然この数字ですと、一昨年ですか、出ておりました福崎南保育所跡地、それからことしの前半だったですか、請願が出まして、福崎保育所の跡地の活用ということで出したんですが、町のほうは住宅用地として売却すると、請願が生きなかったというふうに認識しておりますが、その分の売払いなどはまずどうされるのか。それからあわせて、課題となっています町営住宅の跡地で、売払って処分して宅地として活用してはというような話もあるわけですが、そのあたりの売払い処分への準備とかというのはどうなっていますか。

企画財政課長 まず1点目の福崎保育所の跡地でありますけれども、平成22年度では測量設計の予算を置いておりましたが、一応、方向とすれば処分したい方向でおりますが、ちょっとしばらく時間を置いて、また検討していきたいと考えております。

それからちょっと住宅につきましては、どこの分でございますか。

西大貫につきましては以前の一般質問等でもお答えした経緯もあるんですけれども、やはり福崎町名義、それから八千種財産区名義があるんですが、それだけ処分してもその周りの土地の有効活用にはなりませんので、できるならば一体的な整備方向が検討できればと考えております。

それから辻川住宅につきましては、現時点では住宅用地等にはできませんので、ちょっといましばらくは時間がかかるかなと考えております。

8 番 そういう遊休地のリストというのはあったわけですね。前にも一遍出していたことがあると思うんですが、それとあわせて、確か9月議会やったですか、財務4表をつくる、バランスシートをつくるのに、町の財産管理台帳を確か今年度中につくって、まずそれをつくって財産計上しないことにはスタートしないという、確かそういう答えだったと思うんですが、そのあたりの準備、もう3月なんですけど、その公会計の発表に向けて、準備は進んでいるわけですか。

企画財政課長 新公会計制度に基づきます4表につきましては、一応3月末までには取りまとめをいたしまして、委員会にも報告しながら公表していきたいと考えております。その中で売却可能資産も計上するわけですが、詳細なところまではまだできておりませんが、とりあえず現在、把握できる部分について計上していきたいというふうに考えております。

8 番 これは私が昨年こっちへ来ていただいた事業評価の稲田先生から、公会計の講演のテキストなんですけど、まず固定資産の評価、まず台帳をつくって、台帳に基づいて貸借対照表から始めていろいろ作成していくという勉強もしてきたわけなんですけど、その台帳をまずつくることが大切で、それなりの取り組みをされてるということなんですけど、一つ気になるのが今月号で、課長の答弁があったんですけど、今月号の8ページに、緊急雇用創出事業ということでありまして、町有財産管理台帳のデータベース化、1年間12カ月、今から募集するとなってますね。ということはデータベース化はまだ今からということですか。そのあたり

が気になったものですから。

企画財政課長 紙ベースのものは一応ございます。次年度で財務会計の導入と同時に財産の管理システムも導入する計画にしております。そちらのほうにデータとして入力、また改めまして詳細に登記簿の写し等を見ながら漏れがないかというチェックもしていこうというところで、そういった緊急雇用を活用いたしまして、雇い入れを予定しているというところでございます。

8 番 ちょっと横になった関連質問ですが、じゃあこの緊急雇用のアルバイトでのデータベース化というのも、きちっとこれで資料をそろえてできるわけですね。アルバイトで資料がそろう。大丈夫なんですね。

企画財政課長 基本的にアルバイトにお願いするのは、データの入力のほうになってまいります。

8 番 それから、103、104ページ、今度、歳出のほうの総務費ですね、一般管理費でいろいろありまして、104ページの8番のところで報償費がありまして、女性委員会委員報償金というのがあります。これは昨年から女性委員会というのを、これもちょっと一つの昨年の目玉として始められたと思いますが、この22年度の開催数で、その内容というか成果ですね。それをどのように評価して、今年度もこの女性委員会というのをどう方向づけて行かれようとしているのか、お尋ねいたします。

総務課長 この女性委員会は22年度から設置したものでございまして、22年度は4回開催をいたしております。この女性委員会の設置の目的なんですけれども、町政に対する女性の率直な意見を求めまして、女性の持つ豊かな感性や生活体験を通じた視点による意見等をいただいて、それを町政に反映していきたいというふうに思っております。

その成果ということなんですけれども、いろんな意見をいただいたことも事実なんですけれども、まず女性委員の皆さん方に、町が行っている行政の事業をいろいろ知ってもらうということが、まず一番だろうというふうに思っております。というようなことで、町の事業も紹介しながら、そういう事業に参加してみたいというような方が、1人でも多くなればいいなというような思いで女性委員会を開催してまいりました。出てきた意見の中では、やはり女性の観点ということもあると思うんですけれども、健康とか福祉とか、それから子育てに関するような質問とか意見が多かったように思います。以上です。

8 番 確かに、私が理解しておりましたのは、町のことをいろいろ知っていただいて、意見をいただくと。それには、ある程度そのときそのときテーマを出してというか、提供して意見をいただくというような形にされるのかと思ひまして、けさ急なんですけど、総務課で資料をいただきました。これ見ますと、第1回は、もちろん当然町長がいろんなことをされてると思います。話をされていますが、第2回は企画財政課長が福崎町の財政について、第3回は健康福祉課長が福崎町の福祉についてというふうに、まちの先生みたいな感じで、出前講座のような感じで話をされていると思うんですが、それに対するいろんな意見というものが、せっかくそういうふうに話をされておりますが、それと関係のないような意見も、すべての意見、発言をされたと思うんですが、それに対して、じゃあ今について女性の皆さんの立場からどう思われますかとか、そういう流れではされていないわけですか。あとは話をしていただいて、見てますと本当にいろんな意見、要望なりもかなり出ていますが、せっかくでしたら、そういうことも、福祉について今したんですけれども、どうですかというような、そういう流れ、方向づけでずっとテーマを決めて、例えば12回やったら12回、そういうテーマを決めてやると

か、そういう方向ではないわけですか。

総務課長 ことし、22年度なんですけれども、女性委員会を始めまして、試行錯誤の中で進めてきたというのが現実でございます。町の行政から、先ほども申し上げましたように、町の行政からの情報提供という意味もありまして、まず最初は町長から女性委員会にける私の思いというような講演をしていただきました。その後、企画財政課から、また健康福祉課の課長さんに講師になっていただいて、その関連の町の情報を提供したということでございます。町長との意見交換会につきましては、その講演の内容に関してでも結構ですし、それ以外、町政全般に通じて今考えられておられること、疑問に思われていること等、何でも結構ですから意見として言っていただきたいというような形で進めさせていただきました。

8 番 せっかく女性としての意見ということですので、ことし1年間、集落のほうへ町政懇談会で回られまして、けどこの場合は大部分が男性が意見を言ったようなところもあると思うんですが、この女性委員会は各地区、区長さんなりに依頼をされて選別というか選任されて出てこられてますね。自分からいろいろ言いたいからという希望じゃなしに。ということですので、できれば逆にそれを利用して、テーマをその日でもいいし、前日に今度はこういうことでちょっとお話ししますということを知りておいて、それでテーマにより出前講座でもされて、それでそのテーマについて意見を聞くというコーナーも半分ぐらいでも時間をとっていただければ、かなり女性の視点からの意見も出るんじゃないかと、知っていただいて、それがじゃあそのテーマで発言がなくて、かえってじゃあどう活かすかというようになるとまた、一般のいわゆる教養講座だけになって終わってしまう可能性もなきにしもあらずと思いますので、せっかくのこの女性委員会であれば、レベルを上げて取り組んでいただければと、私は希望するわけなんです。どうですか副町長、笑っておられますが。

副町長 まさしくそのとおりであります、なかなか女性の方は自分の意思を持って意見を言うというのは難しいでございます。当然テーマをもって、次はこういったような形の中で福崎町の取り組み状況をとというようにお示しもさせていただいておりますが、その中における分野で意見を言っていただきたいと言っても、なかなか発言はございません。言われておることはわかるんですが、女性特有の部分もございまして、なかなかそういう積極的な発言を求めることは難しいと。また、こちら側から積極的な発言を求めますと、女性の方ですから嫌がられると、強要すべきものではなしに、自然と広がるのを待ちながらといったような消極的なところもあるわけですが、そういう対応しか今のところとれることはないということでもあります。繰り返しこういうような会合を開いていくことによって、そういったような発言が促されてくるのかなという気もいたしております。

8 番 そういうことであれば、これも後で議事録つくっておられますが、じゃあ逆に言うと、後できょうの講演を聞いて、話を聞いて、希望とかいうて、後でまた宿題じゃないですけども、報告をしていただくというやり方もありますし、そういうことも含めてせっかくの女性委員会、女性の意見ということですので、これが活発な会になるように求めておきたいと思うんですが。

副町長 そういふようになってほしいという願いはこちら側も持っております。しかしながら、一番最初申し上げましたように、積極的な発言を求めますと、みずから手を挙げて参画しておるのではないと、区長さんから強要されたといったようなご意見のほう、第1回目から非常に強うございました。そういうような形の中での推し進め方でありましたので、今のようない対応しかとれなかったということでもあります。2年目に入りますと、これら等第1回目の委員の皆様方が

かわられる方につきましては、そういったような形の中で、終わってみればよかったという意見も結構いただいておりますので、続いていくものと、このように思っております。

8 番 任期も1年ごとと、再任も可能ということで、できるだけかわられても、各地区に帰られて町政に理解いただくということも一つの成果だと思います。

それと次、147、148ページに公共交通総合連携計画、今の公共交通、町民バスにかわる交通をどうしようかということと、それから福崎の公共交通の全体の計画を策定しようという意図でのこの委託事業だと思いますが、健康福祉課の資料の4ページに、(仮称)福崎町公共交通総合連携計画策定業務委託事業についてということで、23年度の内容と、それから今後のスケジュールということで22年度の取り組み、それから23年度の予定というのがフローチャートで資料として載せていただいております。その中で見ておきますと、交通会議を9月6日、12月7日、3月3日ですから先日ですね、3回実施して、それで方針を検討して今年度中に報告書を策定して方向を決めて、23年度はもう早速実験運行に入っていきたいというふうに思うんですが、本当にこのとおり進んでいるのかどうかについて。それと、この22年度での3回の委員会ではどういう委員会の中で意見、課題が出て解消されていっているのかについて、まず説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長 22年度におきまして、地域公共交通会議というものを立ち上げました。第1回目は9月6日に行っております。9月6日につきましては、委嘱書の交付から始まりまして、現在の巡回バス等についての現状報告、それと地域公共交通の活性化に向けた検討と、地域公共交通会議とはどんなものかというような説明と、福崎町の交通を取り巻く現状について報告をしながら意見を聞いております。

第1回目につきましては、そんなにたくさんの意見が出たわけではございませんが、現状についての問いがございました。

第2回目につきましては、12月7日に開催をいたしまして、これは9月に全世帯からアンケートをとっております。そのアンケートの結果から見る現状と課題というところで、報告をしました。それに伴いまして、公共交通網の編成方針の案というものを概略の案をお示しした程度でございます。

それと、今月の3日に第3回目ということで、公共交通再編成方針案の検討というところで、現状と実験運行案の検討というところでお示しをしております。その中のデマンド交通の中でもいろいろなやり方がございまして、フルデマンドのやり方、また、バス停を設けて行うデマンドの方針、またその実証、実験運転をする場合において、現在の巡回バスとの比較をどのようにしていくのか、また有料にしていくのか無料にしていくのかというような、結論までは出しておりませんが、提案をさせていただきました。

前回につきましては、それぞれの委員さんからそれぞれの思いの意見をいただきました。まだ分析をして集約というところまでは行っておりませんが、23年度においては予算的には4ページに示しておりますような再編成の方針と実験を行いたいということでございますが、地域公共交通会議の委員の中での合意も必要でございますので、23年度についても引き続き会議を行って、新たな方針をまた出していきたいと考えております。

8 番 事務局にも備えつけの資料がありまして、まず気になるのが昨年9月に全世帯アンケート、しかもその家で、その家の方すべてがどういうふうに移動したか、どこでどう駐車場に停めたか、買い物行った場合どういうふうに、1日何回車で移動したか、きちっと細かく書くようにアンケートがあって、それを分析されて

のこの案件だと思うんですね。ただし公共交通、町民全体が、全員がどういうふうに動いているかというのですと、確かにこのアンケートでいいわけですね。駅にどういうふうに行っているか、買い物にどういうふうに行っているか、通勤はどのようにしているかということが、多分これで分析できると思うんです。当然これは、第2回のテーマを見ていると、町民アンケート結果から見る福崎町の交通現状と課題についてとか、町民の移動状況から見る公共交通の再編方針とかいうことで、例えば駅に行くのにどういう手段でどう行っておられて、じゃあ要望もありますが、駅に駐車場が要るとか要らないとかいう意見も出されておったりしましてね、見えていますと。

それはそれでいいと思うんですが、この3月3日の第3回で、私もちょっとある委員さんに頼まれて、実は長野県の安曇野というのはデマンドバスで、NHKの番組でも放送されて、かなりしっかりやっているということで昨年行ってきまして、そのデータから見ると、公共交通を考えるんですと。そのアンケートでいいんですが、デマンドバス、今の町民バスの代替としてデマンドバスというのを考えるのであれば、そのときの説明では、デマンドを利用されない人のアンケートね、大事なのは。いわゆる65歳以上を中心にして、その人が家から具体的にどこまで行きたいのか、病院なのか、買い物なのか、文珠荘なのかというのをきちっと詳しいアンケートをとって、それでバスの需要をきちっと決めて、その後関係委員さんでワークショップなど開いて、じゃあどういう何台のデマンドバスでどういうふうに移動すればこれはカバーできるのか、台数、時間、どのくらいの要望があるので、どのくらいというのは、先にアンケートをとってきちっとされてないと、この前のアンケートは私も書いたんですが、あのアンケートをそのまま利用して、デマンドバスを23年度では試験運行、10人乗り1台借り上げてやるということになっておりますが、ちょっと少し性急過ぎなのではないかと。それで比較すると言いましても、安曇野の場合はきちっと検討をして、それで住民さんによく周知をしていただいて、事前にこういうことで走るからと言って登録をしていただいて、それで一応最初は1年間、試験ということで補助金もいただいてされたようですが、一、二の三でスタートされている。今回の場合のように、現在のバスを走らせながら、例えばどっかの地区で試験運行ということになれば、その周知の方法なり、料金の方法なり、かなり無理があるのではないかと。ということで、実証運転を危惧するわけなんです、そのあたり具体的に、じゃあどういう計画、案としてフルデマンドとかいろいろありますが、理事者側としては、課長としてはどういうふうにしようかなというふうで考えてのこの予算付けなんですか。

健康福祉課長 デマンドの方法については、それぞれ近隣の市町でも行われております。全国でも行われておる事例をとりますと、それぞれ地域に合ったやり方になっているかと思えます。どれが福崎町に合うかというのは、今まだ迷っている段階ではございます。それと、時期が早いのではというのは、確かに一、二の三ですべてデマンドに持っていくということはかなり難しいと思えます。その段階で、モデル地区的に導入をして、その成果を見てはどうかというような考え方で、実証運転を計画しているところでございます。

また、これにつきましては国土交通省の補助金が、今年度から名称が変わりまして交付されることとなります。ただその交付金、補助金の対象がどの程度になるのかというのはまだ確定しておりませんので、その辺も考えながら、予算は連携計画の策定と実証運転という形では載せておりますけれども、補助金の動向も見ながら、デマンドについても導入する方向で、モデル地区等の考え方で導入し

ていくという、今のところは計画でございます。

- 8 番 デマンドバスにつきましては、大小いろんな自治体で取り組まれておりまして、当然、担当課のほうでも各地、情報収集、視察なりに行かれておりますね。勉強はされて、当然だと思います。その中で、きょうの読売新聞ごらんになりましたか。相生市。播磨版で相生市の項目で、ぴったしきょう載っておったんですが、試験運行不人気、区域拡大を検討ということで、相生市では2010年5月から11月、利用者の自宅から最寄りのバス停まで、デマンドタクシーを市内6地区で試験運行した。で、市の目標の利用者は7カ月間で700人。ところが、実際の利用者はまた新聞見ていただいたらいいと思いますが、60人。7カ月でね。担当者は理由を分析されておりますが、やはりきちっと準備をして説明しておかないと、相生の二の舞もあるわけですので、またぜひこの相生の状況も調べられて検討して、真剣にやらないといけない問題だと思いますので、ちょっと申し添えておきます。

それと次は、173、174ページで、負担金・補助金で、私立保育所整備補助金が約9,600万円ありまして、これは姫学のものということで、実はこの22年度に姫学の場合は耐震補強ですか、2,000何万計上がなくしてこっちに切りかえられたと思うんですが、補正で減ってますね。どういう内容でどういうふうに、かなり金額違うんで大きく工事内容を変更されたと思うんですが、説明をお願いします。

- 学校教育課長 姫学の補助金の関係ですけれども、22年度につきましては耐震補強をして改修をするという計画で補助をする予定でございました。ただ、設計に入られて耐震診断等もされた中で、耐震補強が思ったより大幅な補強計画が発生するという形になりましたので、理事会等で検討された結果、建てかえという方向で結論を出されまして、その中で検討協議する中で、建てかえということで、22年度の方については取り下げをし、23年度当初予算で県のほうも補助をするという形で、当初予算に上げさせていただいた状況でございます。

- 8 番 もう一から建てかえと、じゃあ一応、仮の教室をつくって、奥の方は運動場はあいてますよね。つくってされるということですね。

- 学校教育課長 仮設の保育する場所を建てて、新たな園舎を建設されるということで聞いております。

- 8 番 その場合に民間ですと、認定こども園をとるとかとらないとかいう話もあると思うんですが、そこまではいかないで、姫学保育園として建てかえると、認定に向けての設備までするということではないわけですか。

- 学校教育課長 今のところ認定保育園、こども園としての申請はされる予定はないということで聞いております。

- 8 番 次が、203、204ページで、農業費、農業振興費、真ん中辺にありますが、農会長研修委託料というのがあります。地区によって、農家の多い地区と駅前とか農家の少ない地区で農会長さんの仕事というのはかなり違うと思うんですが、平均して、区長さんの業務と農会長さんの業務、割合は大体どのぐらい仕事されると思われてますか。結構農会長さんも忙しい、今、特にこれからというのは、町長の3月のコメントにもありますが、TPPになってきますと、地域の農業の活性化となると、農会長さんあたりもやっぱり頑張ってくださいね。放棄農地の活用とかも含めて、そういうことまで取り組んでいただきたいというところがあるわけなんです。もちろん町としても農会長会というのを結成されたということにはそういう目的もあってされてると思うんですが。

- 議 長 質疑の途中でもありますが、しばらく休憩いたします。再開は2時20分とい

たします。

◇

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 2 0 分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

産業課長 農会長様のことについてでございます。

農会長会につきましては、21年に発足したところでございます。農会長さんにつきましては、地域農業の一層の発展に寄与していただくということで、頑張っているところでございます。区長様との仕事の割合というようなことでございますけれども、区長様につきましては、各集落の全戸を対象にされておられますけれども、農会長様につきましては、やはり農家の方を主としているところで、若干違ってこようかと思えます。しかしながら農会長様につきましては、地域の農業、農家の方に1年間を通じまして相談、また指導も行っているところでございます。また、議員さんも言われましたように遊休農地等の把握、またそういった遊休農地についてのご指導もいただいているところでございまして、かなり忙しい状態ではあると思っているところでございます。

8 番 農家につきましては今の戸別補償モデル対策の手続、申請データの把握とか、かなり農会長さんも仕事があると思えます。そんな中で、実は22年度の研修につきまして、農会長さんが一泊で行かれて予算が足りないので自費で出したと、足りない分をね。そういう話を聞きました。これを見ますと、区長研修のところで言わなかったんですが、区長研修210万で農会長研修50万ですので、今、財政調整基金もたっぷりあるようなんで、とりあえず50万の当初予算ですが、ぜひふやしてあげて、しっかりと研修していただくように、企画財政課長に求めておきます。

それと、ちょっと後が押してるようでありますので、じゃあもう最後ですが、321ページに地方債の表があります。毎年、大体聞いておると思えますが、当該年度中の地方債の発行が10億1,090万円で、当該年度末で97億4,290万円になるということで、これの当該年度中、今年度と残の交付税措置の額を伺っておきます。

企画財政課長 年度末における残高に対する交付税算入率というご質問かと思えますけれども、これにつきましては決算ベースで通常算定をしているんですけれども、おおむね一般会計で申しますと、22年度末で48億円程度が交付税算入になるのではないかと思います。23年度末につきましてはちょっと試算ができておりませんが、この97億4,200万円の残高見込みのうち、臨時財政対策債がもう28億、9億になってきております。そういった意味ではこの算入見込み額というのは、率が高くなっていくというふうには見ております。

8 番 先ほども言いましたが、これは23年度の予算ですが、22年度の決算が9月ということで、先ほどの公会計の4表の整理というか作成に向けて、また9月に期待しておきたいと思えます。

それと最後、323ページ、324ページに、給与費明細書がありますが、この中で1点気になるのが、323ページの一番下ですね、一番下に職員手当の内訳ということでありますが、真ん中、時間外勤務手当、これは今までこの本会議でも、できるだけ残業しないように業務を平準化していただいて、なるべく帰って家庭サービスなり、あるいは地域の奉仕なりに取り組んでほしいということになります。これを見ますと本年度ふえてきてございまして、もっと猛烈社員じゃ

ないですけども残業して頑張れということはないと思うんですが、これの積算根拠ですね、どうしてこうなるのか。

総務課長 一番大きな原因は選挙でございます。全会計の中では、選挙を除きますと時間外勤務手当は昨年と同様に計上しております。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 予算の説明を見させていただいたり、予算書なり概要書を見させていただきながら、かつての、あの平成の大合併を合併をせずに乗り切れてよかったなあという思いを改めて強くいたしております。町政のすべての分野にわたって、非常に配慮といいますか、検討を加えながら予算が組まれておるといふふうに思っておるわけでありましてけれども、なおそれでも一定の制約もあり、住民の要望もさまざまありますし社会情勢も変化いたしますので、改めて町民の意見等も聞きながら、あるいは議会の意見も聞きながら進めていただきたいというふうに思っております。

概要書では六つの柱を立てて説明がされておりますので、こういう説明をされますと、町民に非常にわかりやすいというふうに思うわけですね。それをさらに具体化して、これはこう、ことしはこれだけの事業をやりますよというふうに具体的に説明できるようになっておれば、なおかつわかりやすいというふうに思っております。例えば、安全なまちづくりという点では、去年は水害対策というふうなことが非常に議会でも議論になりましたけれども、全体としてこういう対応をとっておりますよという、そういうことですね。それらが産業課なり、あるいはまちづくり課なり、その他のところでもずっと、下水道課、それらの課をまたがってずっと事業が進みますのでね。それでそれらを防災という観点ではこういうことをやられておりますよというふうな、そういう観点の説明、水道課も含めてね。できればまとめられておれば、一層わかりやすいなというふうに思うわけです。それで私も関心がありますので、そういうまとめ方ができておれば企画財政課長なりだれになるのか知りませんが、報告をしていただければありがたいというふうに思います。防災関係についてどういう取り組みを全体としてやっているというそういう観点。それから子育てについては新しくどんな事業をやっている。福祉関係については最近、交通遺児年金とか障害者手当とか、あるいは町単独のそういう年金等の引き上げ等が余りないようにも思いますが、具体的な部分についての、そういう福祉関係の一つ一つの障害者福祉、老人福祉等々についての、そういったものについてどういう検討をされたのかという、そんなふうな説明をいただけたらというふうに思います。

それから文化関係ではかなり配慮をされたようになっておるやに思いますが、歴史民俗資料館とかあるいは柳田國男・松岡家記念館等の扱い等々が、辻川界限文化振興事業費ということでひとつくりになっておりますので、中身をどんなふうに展開していくのか、新しくどういうふうなところで取り組みをやられるのかという点が、この50回忌の事業、50年祭事業以外の点で新しい内容があるのかどうか。なぜこういうふうなひとつかみの予算書にされたかということは、お金の融通がそれぞれ年度内につきやすいようになっておるのかなと思ったり、あるいは一つ一つに関して具体的な計画を持たれておるのかな、どうかなというふうにそんなふう思っております。

それから駅前関係も一つの中心点でありますけれども、一応説明はされておるのですが、対策室をつくって2年目に入るわけで、この年度どこまで話を詰めていこうという、あるいは計画を進めていこうというふうに考えて臨まれるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。以上。

住民生活課長 まず防災関係でございますが、第2防災備蓄倉庫の整備を今年度中に終わるといことで、それぞれ西地区で災害等が多く発生しております。これを受けて、迅速に災害には対応できるという形で水防資機材の充実、並びに西播磨地域広域防災対策計画における直接備蓄品目にある水とかアルファ米とかタオル、毛布、こういったものを充実させて、災害に迅速に対応するというような計画、さらに23年度におきましても、防災用備品を購入していただくための予算も利用しながら、それぞれ防災についてやるという形で臨んでおります。

議 長 子育てでは。

学校教育課長 子育て支援関係でございますけれども、目玉といたしまして、(仮称)田原幼稚園の建設を今年度行います。それに合わせて、子育て学習センターの機能をその幼稚園の中に併設をするということを取り組みのほうを進めていきたいと思っております。

それと幼稚園の預かり保育の充実を23年度から行いまして、就労等で今までは預かり保育をしていなかったものを、預かり保育を実施するような形での拡大をしております。

それと先ほどから出ておりました私立保育所への建設に伴う補助を行います。

それと就学援助費の拡大ということで、扶助費の拡大を行うような取り組みを、今年度いたしております。

後は、昨年度まで実施しておりましたものを継続した形で充実を、より効果的にしていきたいということで、子育て支援に取り組んでいきたいというような予算編成になっております。

議 長 そして福祉のほうは。

健康福祉課長 福祉に関しまして、まず子育て、また虐待防止という関係で「こんにちは赤ちゃん事業」としまして、地域での身近な相談役としての顔つなぎを目的に、民生児童委員によりまして、新生児の家に絵本をプレゼントするという新規事業を今年度実施をいたします。

それとそれぞれ各手当については大きく金額は変わっておりませんが、県の行革も受けまして、老人クラブでは補助金が年額1,200円、1クラブで1,200円の減少をしております。

それと老人福祉月間等の事業では、今年度から米寿の祝金については廃止をしております。祝金2万円は継続して実施をいたします。

それと障害福祉関係では、年金の外国籍の障害者福祉年金につきましても、改正がございまして、月額6万7,600円という金額になっております。そのほか、障害福祉サービスにつきましてもは継続してそれぞれの事業、また町単独の事業を進めてまいります。

それと医療費のうち、福祉医療につきましてもは7月から所得制限等の2年間の経過措置があったわけでございますけれども、これが6月末までで減少することに伴って、老人医療、特に65歳から69歳の対象者が半減するということにはなりません。

そのほか予防接種等につきましてもは、子宮頸がん等は来年度も継続してやります。また、日本脳炎の予防接種も本年度から、昨年度から途中から接種、積極的な勧奨をしておりますのを、本年度からまた実施を再開すると。

それと自殺対策等につきましても、県からの補助をいただきまして、家庭訪問の事業とか健康教育、そういった事業を進めてまいります。

議 長 文化関係のほうは。

社会教育課長 文化財関係につきましてもは、今ご指摘いただきましたとおり、辻川界限文化振

興費として新たな目をつくっていただいております。そういった中で、今年度やはり一番に考えておるのは50年祭事業でございまして、それ以外の事業というような質問でございましたが、やはりその50年祭を成功するというのがやはり一番ことしの私たちの課題といたしております。そういった中で、2年ほど前から辻川山を整備しております。そういった整備が引き続ききれいな状態で残るような形で、今年度の予算にはそういった整備費をつけていただいております。

また、記念館が町営になるというようなところで、福崎町には図書館というような先進地がございます。そういった図書館応援隊というのを見本にしまして、そういったいわゆる横で手助けをいただけるような組織づくりも今年度考えていただけらなという思いでございます。

それから50年祭に当たりまして、学校等ともやはり柳田國男を知っていただくということで、4月、それから5月、6月に小・中学校の先生、また福崎高校、それから小・中学校の生徒に柳田國男の学習会というような形で計画をいたしております。

議 長 駅周辺整備関係は。

技 監 駅周辺につきましては、今年度作成中の概略の駅前広場及びアクセス道路の案をもとに、来年度はJR、県等の関係機関と協議をして、できれば来年度に事業化にするというような意思確認までとるようなことにしていきたいと、このように思っております。

1 1 番 防災関係等につきましても、言いたかったのは、すべてのほかの分野についてもそうなのですが、災害防止という観点では、課はたくさんの課にまたがっておるけれども、全体としてことしこんなふうな取り組みがありますよということが、ぱっとこう説明ができたら非常によいのかなと、町民の皆さんにもわかりやすいし、我々も説明もしやすいというふうに思っております。特にこのところ議論の対象になっておるようなものについては、そうしていただければよいというふうに思います。

福祉等の関係については、県の、国、県あるいは町の行革の方針に沿って、これまであった基本的な生活部分、あるいは命と暮らしを守るといいますか、その基本的な部分を支える町単独の事業がなくなったり、あるいは縮小をされたりというふうなことはないのか。所得制限等が厳しくなって、県の所得制限並みにしてしまって、これまでの上積み、横出し等がなくなっている部分はないかというふうな心配もしておるわけで。あと、それらがやられていくとありますと、幾ら文化の振興をやっても、基本的な生活を支える、命を支えるという部分で後退がありますと問題になりますので、なかなか理解してもらえないということになりますので、その面については予算編成でどういう検討をされたんでしょうかということをお聞きしたいです。

副 町 長 今言われましたように、町単独における上乘せ、横出し、また実質的な単独事業、これら等につきましては、その多くの見直しは行っておりません。といいますのも、今議員が言われました観点、生活を支えておる、福祉のまちづくりの施策を展開しておる福崎町というような考え方は踏襲いたしております。ただ1点、その事業効果等を含めた形の中で、また他で必要が出てくる分野に財源を捻出するといったような形は、ある程度仕方ない部分もあろうかと思っております。

それと、生活実態に合わせて単独事業の増額というんでしょうか、そういう見直しはないのかということですが、今までについては、特別職の報酬額が上がった段階におきまして、同じような検討を加えさせていただいております。近年の経済情勢から含めて、そういう状態ではないということで、それら等につ

いては今のところ据え置きをさせていただいておるところであります。

議 長 ほかにございませんか。

長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第24号、平成23年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についてご質疑がございましたらどうぞ。

1 1 番 一般会計の繰入金の6,944万7,000円のその積算根拠をお聞かせをいただきたいと思うのですが。特にそのうちで、その他1,019万3,000円というのがありますが、これはちょっとわからないなと思いますので。補正予算のところの説明でもあったかと思いますが、一般会計繰入金についてはルール分というふうなことが、どこかで書いてあったかと思うのですが、ということもありましたので、お聞かせをいただきたいと思います。

健康福祉課長 平成23年度の国民健康保険におきます一般会計の繰入金でございますけれども、総額は1億2,411万1,000円でございます。内訳につきましては、24ページでございますけれども、保険基盤安定、職員給与、出産育児一時金、財政安定化支援事業でございます。その他の一般会計の中身につきましては、これは福祉医療、兵庫県が行っております福祉医療でございます。その波及分としまして若干、国庫補助等でペナルティがございまして、その分の924万円を一般会計から繰り入れております。

それと人間ドックの社会保険分につきましても、人間ドックと脳検査、これを30人分で72万8,000円、それと一部負担金の減免等を22年度に要綱を設けて実施をしております。それにつきまして、町が生活保護基準の1.3倍ということで、国の基準よりも若干緩和しております分の2分の1の繰り入れで22万5,000円というところで、合計で1,019万3,000円を一般会計から繰り入れているところでございます。

1 1 番 提案されております22年度の補正予算でも、一般会計の繰入金の減額があったので、なおさら気にしておるわけですね。今言われております国保広域化、それから、その露払いとしての都道府県単位で進めておられますところの財政支援計画でしたかね。あれも既にもう今年の12月で計画がつけられておるはずということになっておりますから、そういうことの具体的な内容はとりあえず、もう各自自治体の一般会計からのルール以外の繰入金はもうやめさせようと、そうして必要な分は保険税に上積みをしてくださいというふうな格好にならざるを得ないような、そんな国の指導方針ですね。それにのっとって支援計画がつけられておったというふうに思うわけですが、そういう影響もあって一般会計の繰入金が減っておるのかなというふうな心配をしておるわけですが、それらは高松課長、どうなんでしょうか。

健康福祉課長 特に平成22年度の補正予算につきましては、繰入金の中でも財政安定化支援事業によります交付税措置がございまして、この額が当初、21年度までは1,600万程度入っておりました。これは交付税措置されますのは高齢者の割合が多いこととか、病床数が多いこと、また所得水準が低いことによりまして、交付税措置をされるということでございまして、23年度は継続はされておりますが、その額が約半分、800万円程度に減少しているのが事実でございます。それが大きな一般会計からの繰り入れが減少した原因となっております。

1 1 番 22年度。

健康福祉課長 はい、22年度で800万円程度は減少しております。

1 1 番 私が質問しておるのは、その国保広域化の関係で、そういう国、県の指導の結果、一般会計の繰入金が、ルール分以外の繰入金を減らしておる、減ること

になったのかというふうに聞いておるわけです。それが聞きたい。いろいろ言ったけれども、結局それが聞きたい。

副 町 長 それら等がございません。今、高松課長が申しあげましたように、これら等の軽減措置並びに財政安定化分につきましては、一般財源化というような形の中で交付税算入がございました。しかしこの制度の中身につきましては21年度まで、22年度で見直すということをしておりまして、それら等の影響が財政安定化支援分に出てまいったということでございます。

1 1 番 ですから、それらは今言われたような内容は、私の解釈ではルール分ではないのかということをおっしゃるんです。だからルール分以外の、町単独の国保会計への継ぎ足しというものはなくなっておるのではないのかということをおっしゃるわけです。

副 町 長 それは全くございません。

1 1 番 では金額にして、ルール分以外の町単独の国保への補助というのは、繰り入れというのは幾らあるわけですか。

健康福祉課長 例えば23年度で申し上げますと、今言いましたその他一般会計の中であります福祉医療等の波及分、人間ドックの社会保険分、一部減免によります減免分という、この部分が単独で繰り入れているところでございます。その他一般会計部分1,019万3,000円、これがすべて町の単独で繰り入れている部分でございます。国保の広域化に関しましての影響というものは、ここでは全くございません。

1 1 番 それを改めてもう一回、この休会中に勉強をさせていただいて、総括質疑でお伺いをしたいというふうに思いますが、この医療費の積算ですが、補正予算でもふえたんですかね。22年度の補正でも増加をし、5,000万円ほどふえたんですか。それから当初予算でさらにふやすというふうなことになっておりますね。この自然増というふうな形で次々と伸びを見込むのは見込み過ぎではないかと思うんですね。例えば医療費の診療報酬が上がったとか、薬価が上がったとか、具体的にそういうふうな根拠があるならそれは見込まなければなりませんけれども、それを見込んで、それらになお、なぜこんなふうな医療費の増加率を見込んでおるのかという点がちょっと疑問になるんですね。そして基金保有高も実質上ゼロにする予算を組んで、これから、次の年からどうしようということになっていくのか、そこのところを、国民健康保険の今後の姿というのが町当局がどう考えておるのかということがわからないなという感じがしておるわけですが、その点についてはどうでしょう。

健康福祉課長 国民健康保険のまず医療費につきましては、23年度当初予算と比較しまして、補正はしております。1人当たりにつきまして0.9%増、また人数につきましても90人の増で、一般につきましては3.1%の増、また退職につきましても11.6%という伸びを示しております。この要因は、高額な医療の件数が多かったということもありますけども、22年度は診療報酬の改定がございました。本体で1.55%の引き上げですが、薬価、医療材料では1.36%の引き下げということで全体では0.19%の引き上げということで、こういった要因もあり、全体では5,770万円、補正予算で増額としております。4.8%の伸びとなっております。

それと23年度におきます当初予算での医療費は、22年度の実績、3月から12月までの実績による上昇率を勘案しまして1人当たりを出し、また被保険者数を出して積算をしております。勘定表を見ていただきましてもわかりますとおり、収入のほうでは税の収入が余り見込めないというところと、医療費はやっぱ

り伸びているというところで、財政調整基金を投入しておりまして、23年度ではもうほとんど残金がないというような非常に厳しい状況でございます。23年度の医療費の伸びや税の収入を見込みながら、24年度につきましては保険税の試算をしていかなければならないなというような考えは持っております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第25号、平成23年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご質疑がございましたらどうぞ。

- 1 3 番 今年度は、当初予算では前年度よりもマイナス76人、1,359人の後期高齢者の医療制度ということになりますけども、今回のこの保険料につきましては、1億5,882万1,000円なわけなんですね。そしてその広域連合に納めるお金が1億9,295万2,000円というふうになっておりまして、歳入歳出については明確に書いてあるわけなんですけど、後期高齢者についての医療機関への支払いがはっきりわかっているわけなんですけど、高額医療費の支払いとか、あるいは保険事業費等がなかなか明白でないわけなんですね。つまり連合会に納めて、その分を向こうでもって賄いしているという形になっているわけなんですけど、実際に、事務局としては、その辺の支払いとかそういうものについてはわかっているんでしょうか。

健康福祉課長 後期高齢者医療につきましては、ご承知のとおり兵庫県広域連合が保険給付を行っております。保険給付につきましては広域連合に請求があり、広域連合が支払うということでございます。その結果につきましては、各市町には市町分の医療の状況というものは報告がございまして、また高額医療の返還につきましては、健康福祉課の窓口で対処をしております。税の保険料につきましては、これは広域連合が賦課するものでございまして、保険、広域連合の指示額というような金額になっております。給付自体、直接会計はさわっておりませんが、給付状況については報告がございまして。

- 1 3 番 実際に後期高齢者の方がお支払いしている保険料なんですけども、要するに年間で一人当たり11万8,000円程度になるかと思うんですよね。その分をすべて広域連合のほうに納めているわけなんですけど、実際に私はそういうふうな地域によって高齢者の人数とかそういう問題が出てきておりますので、非常にその格差があると思うわけなんです。そして何もかも連合でやれば同じような形でもって、組合組織で取り組みしてるわけなんですけど、非常にその辺がなかなか制度化されてないというふうな感じがするわけなんですけど、そういうふうな議論はされているんでしょうか、実際には。

副 町 長 後期高齢の医療制度ができた段階において、広域的な取り組みということで連合ができました。これら等につきましては、今言われました観点、保険料でありますとか保険給付といったような観点の中で、それらの差異が大きいところについては、それらを解消しようという制度はできております。

なお今、高松課長が申し上げましたように、保険給付につきましては20年度、21年度の決算ベースを含め、22年度の状態で、実績と残りの見込み、それらを鑑みながら23年度の給付額を総額で求めたということでありまして、それらが加入者等の割合で保険料率が決められたというような形で報告を受けているところでありますし、これらにつきましても、それぞれ連合議会の中におきまして、それぞれに賛同を得た形で予算化されたものであります。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第26号、平成23年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第27号、平成23年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第28号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計予算についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第29号、平成23年度福崎町水道事業会計予算についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第30号、平成23年度福崎町工業用水道事業会計予算についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、請願第1号、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立の早期実現を求める意見書の提出を求める請願書についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、請願第2号、TPPの参加に反対する請願についてご質疑がございましたらどうぞ。

8 番 ちょうどTPPというのは、今一番しゅんのテーマでありまして、町長のこの3月号にも、TPPについて大いに考えてくださいということで書いておられます。ちょうどいい機会でありますので、お互いの考えを言わないと、議会は何してんだと町長のほうから軽く見られる可能性もありますので、ちょっと1点、私なりに今考えているところと、それぞれ紹介議員になられた方の考えというのを一遍確認してみたいと、反対とかじゃなくて、考えてみたいと思ひまして、ちょっとタベ考えてみました。

TPPというのは、ここの請願にも書いてありますように、物品貿易についての関税を完全に撤廃すると、自由にするとということが原則ですが、この請願に記載されていませんが、すべて同時にゼロではなくて、すべてゼロに依るような品目があっても、それらの品目については10年間という期間を設けて、段階的に廃止を実現していくというふうになっているようです。現在ニュースにありますように、TPPはシンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの9カ国が参加されています。2010年の3月から政府間交渉が開始されまして、物品貿易だけでなく、投資とかサービスとかいろいろ広い範囲で交渉が進んでいるところです。

ところが問題は、この9カ国でシンガポール、言えばシンガポールを除いて、どちらかと言えばアメリカも含めて農業とか資源国であります。そんな中で昨年

10月に菅総理大臣が、突然TPP協議について前向きに行くということで表明されまして、特にJAが素早く反応されまして、JA関係の団体を初めとして、地方から相当の、農業を中心に反発が出ている状態だと思うわけですね。

そんな中でちょっとデータを調べてみますと、日本の農産物の平均関税が多少、その何点か調べましたが、ほぼ11.7から12%、平均でですね。よくニュースで言われてますが、コンニャク芋が一番高くて1,700%、米が776%と、この二つは。あとは小麦、乳製品がありますが、平均としては11.7%でJETROの調べたデータではEUは平均20%。タイは平均35%でもう既にかなり日本の農産物の関税も低くなってきているところもあるということで、外国の農産物も現在も既にかかなり入ってきておる状態であります。ここにJA兵庫グループがつくられたパンフレットがあるんですが、これを見ましても、日本の農産物の平均関税は12%、世界的に見ても決して高くない。ですからこの12%をもとにTPP参加して、12%まで下げてるんだからもう少し下げていくのか、それともここまで下げてるからもうこれ以上上げてはならないという議論になると思うわけなんです。じゃあそこで一番のテーマは、それで自給率、一番大事な日本の食料自給率をどうするのかと、40%を民主党政権は50%に持っていきたいとなっておりますが、50%、60%と上げていくための具体的な施策はどうかとなりますと、きょうの請願にでも載っておりません。ただ食料自給率向上の方向に大きく踏み出すべきであるとだけしか書いてありませんので、その手法については書いておられないわけでありまして、農協は農協なりの立場で、反対とか、それから各農家でもいろいろそれぞれの取り組みによって持論、それから学校の先生なんかも、それぞれの自分の研究分野から賛成、反対をされているようなんですが、本当に食料自給率向上に向けてじゃあどうする、日本の農業をどうすべきかということは今回の請願では載っておりませんが、宮内議員はJA出身でありますし、営農組合として頑張っておられますので、そのあたりからこのTPPに反対して日本の農業のあるべき姿、どういうふうと考えられて紹介議員になられたのか、ご高説を伺いたい。

3 番 私は前の議会からTPPは反対ということ掲げているわけがございます。このTPPに参加ということになりましたら、今現在ある食料自給率が40%から14%、13%と大きく減退するであろうという農林水産省の試算が出ております。民主党は先の総選挙で自給率を50%に引き上げるというマニフェストをつくりまして、相入れないところでございます。特にこの自給率を上げるということに関しましては、米政策でございますが、この米が一番問題でありまして、米に776%の関税がかかっております。これが一番ダメージを大きく受けるのではないかと、このように懸念されるわけございまして、これを受けます日本の農家はほとんどが兼業農家という形でございます。やはり兼業農家は専門的な輸入ができて輸出ができるような米をつくれるわけでもなし、なかなか開発が進んでおりません。また改良も進んでおりません。そこにおいて日本の農業はやはり農地の集約化を図り、大型化を図ってスケールメリットを出していかなければ、農家を守れないということでございます。

今この自給率向上ということでございますが、民主党政権が打ち出しておりますように2年で3期作いうのを打ち出しておりますが、これもなかなか日本の農地では難しい現状でございます。これが相入れないためにTPPに私は反対という立場をとっております。やはり食糧安保ということが今から日本の国では一番大事なことはないかと、このように考えるわけでございます。

そのほかにおきましてもTPPの反対ということでは、地域資源である農道、

水路、またため池等がございます。これらの溝なり道なり池なりは、防災、いろんなことで役立つしております。そして農業は多面的な機能を持っております。農業がTPPによって破壊されれば、今まで2,000年培ってきた日本の文化も崩壊するのではないかと、こういう懸念も持っているわけがございます。やはり自分の国は自分で食料を賄えるように力いっぱい頑張って、農業を活性化していかなければならないということがございます。

食料自給率の50%と、このTPPの問題は本当に相反することかと思しますので、なかなか50%にもってくるという施策は今のところ浮かんでおりません。以上です。

8 番 これは初歩的な質問ですが、私も家へ帰って農業に従事しまして35年になるわけなんです、今回の請願、いろんなところがいろんな運動をされておりますが、兵庫県農民運動連合会という名前は、実は私も、余り勉強不足なのか今回初めて目にしたわけなんです、どういう農業の運動をされてる団体なのかは、次、難波議員も紹介議員になられてますが、どういうふうに認識されているのか、団体なのかちょっと説明を。

1 番 その団体については私は承知をしておりません。しかし先ほど宮内議員が言われたように、日本の農政を考えると、やはりTPPを導入すれば日本の農政は崩れていってしまうと認識をいたしております。インターネット等で資料を出してみても、やはり反対が多いと、こういう現実でございまして、私も百姓をしておりまして、ほとんどが米中心でございまして、そういった観点からいきますと、今年度の米も5,000円以下というような状況になっておるわけです。果たして米をつくる人がこれから先ふえていくのかということ懸念いたします。そこへ安い米がどっと入って来るといことになりまして、これはもう米農家は大打撃です。

そして貿易自由化になりまして、果たして日本でつくった製品が海外へ出ていくのかということ考えてみたときに、ほとんど自動車産業、電気産業等についてはですが、アメリカで使うものはアメリカで生産をしておると、果たして日本の製品が海外へ出ていく可能性は低いのではないかと、こういうことを考えておりました、今回TPPについては反対をしたいと、このように思っています。

8 番 今回、このTPPに政府が参加するのか不参加か、菅総理大臣も発言が変わっているようですが、根本的にはやはりもう時間がないですから、とりあえず目先の10年ということに区切って、今言いました高関税品ということになると、コンニャク芋は別にしまして次が米ですね、76.6%、このあたりを農業に集中的に育成支援をして、米が一番壊滅、ねらわれてるのではないかと話もありますので、強い農業に向かって官民一体となって取り組んで行く必要があると思っております、きのうのNHKのニュースでもしておりましたが、国内でも足腰の強い農業、外国にも打って出ようかという農業をしている人もおられるわけです。宮内議員には失礼ですが、そういう人は相対的にJAにはかかわっておられません。自分で頑張っている。消費者と直接提携するなりして、販売の努力も当然されている。その先駆的なのが八郎潟で始まった米の自主流通の流れなんです、農協を通して戸別補償を政府がしている、戸別補償を受けるというだけでも、今、難波議員が言われたように、戸別補償分、ちゃっかりと値段が下がっておるわけです。1反1万5,000円で、大体7.5俵とすると2,000円、その1俵2,000円分、7,000円が5,000円になってるわけで、ちゃんと農家はもうからんように、今政府がそういう仕組みになってしまっているといことところに問題があるのと、逆にその戸別補償などの、とりあえず目先の

補償目当てに、福崎はどうかわかりませんが、農地の貸しはがしと、大規模化するのを、ちょっとうちの田んぼ返してくれと、自分で適当に転作物つくって補償でやっていこうという田園地帯の件もあるようでありまして、一番はまず農協の改革もやっていかなきゃならないのではないかという声もあります。

それと、私が思いますのには、今、難波議員が言われたように、自動車、電化製品ね、ところがこれも関税が下がればもっと売れるということになると、日本の農産物を買って食べるのは日本のいわゆるサラリーマン、勤労者が多いわけですね。するとその工業製品がどんどんまた関税ゼロになることで売れて、会社がかかって、給料が上がって、雇用がふえて、給料が上がる。そうすればまた日本のいい、安全な、既に入ってるものでもお金があればファーマーズマーケットでもそうですが、いいものを買いたい。国産の安全なものを買いたいという、そういう意識は多分にあるわけです。するとそこでまた日本の農業が活性化していくという考えもありまして、私の場合も、ちょっと高いんですけども、量は少ないですから買っていただいて、何とか20年間有機農業ということで消費者と直接提携で生活してきてまして、これを大きくしてる方もあります。

そういうようにして、足腰の強い農業をしていかなければならないということなんですが、次、私も認定農業者ですが福永議員も認定農業者、どういうふうにTPPについては。

5 番 私は、宮内議員の呼びかけに応じたのは、その前に今、広岡議員が申されましたように、テレビの中で食の安全ということであつたおられました。その中で実際にTPPになると、外国のものが入ってくると。食料自給率が40%という中において、なぜその中でせなあかんねやと。ちょっとTPPに外れるかもしれませんが、食の安全から、ぜひともそれは阻止せなあかんということでサインをしました。

8 番 最後に、そのTPP論議につきましては農業の、農産物のことにつきまして一番大きなことで、アメリカがいわゆる日本の最後の守っている米をターゲットにしてると。今まで戦後、大豆、小麦、いわゆるパンと牛乳の食生活に戦後アメリカ、GHQがならしていったというようなこともあります。そういうことをしますと後ろにアメリカの大きな野心といいますか、目的が見え隠れするのではないかというのが、これは町長もよく話されます、神戸新聞の経済学論者の記事を書かれております内橋克人さんが今、非常にそういう講演をされておられて。ここに2月8日に内橋克人さんがTPPの本質ということで論じておられるのを目にしたわけなんです。これを見ますとアメリカはやっぱり最終的には経済大国の中国を見ていると、中国とは貿易で手をつないで防衛でけんかする、二面性があると、そのとりでの中で日本をとりあえず巻き込んでしまつて、その大国のグローバリズムの中でアメリカが考えて日本にTPPを呼びかけているのではないかというふうなことを。ですからそのところを一番気をつけねばいけないということを、内橋克人さんは論じておられて、これを見ると、なるほどTPPは怖いなということもあるわけなんです。いろいろ考えがありまして、私も正直どうすればいいかと悩んでおります。そんな中できのう、図書館へ早速町長がTPP、当面の課題にもできるように努力しているので図書館で考えてくださいということで行ったんですが、これはご参考ですが、「TPPの本はどこに」と言うと、「1冊もありません」と。結局去年の秋からですから、まだ本が余り出版されてないんですね。数冊しかない。いやもうそれがすべて貸し出されてると。そうなんです。だからいいことなんです。まあちょっと一部、雑誌だけちょっと見させていただいたんですけども、関心があつていいことだと思うんです。

が、せつかく400万円、補正で図書購入費もついてますし、またそういう資料も図書館のほうで含めて対応して行きたいということでちょっと聞いたんですが、同じ本は何冊もやっぱり複数冊入れるわけにいかない。ブームが去ってしまうと、だれも読まなくなるということになります。できるだけそういう情報も集めておいてください。

以上、T P Pに、この請願に対する質問と意見とさせていただきます。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されましたすべての案件に対する1件ごとの質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、あらかじめご了承を賜っております議案第2号についてでございますが、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、本会議において即決することに決定をいたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第2号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第2号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第4 特別委員会の設置

議 長 次の日程は、特別委員会の設置であります。本件を議題として、お諮りをいたします。

議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号の4件については、平成23年度の一般会計を初め、各特別会計の予算審議であります。

お諮りします。

平成23年度の一般会計並びに各特別会計について、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
したがって、平成23年度の一般会計並びに各特別会計、議案第23号から議案第26号の4件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。
重ねてお諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り指名することになっています。
よって議長から指名することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
それでは指名をいたします。
2番 牛尾雅一君 4番 釜坂道弘君
6番 志水正幸君 8番 広岡史郎君
10番 石野光市君 12番 東森修一君
14番 北山孝彦君
以上の7名を指名いたします。
ただいま指名をいたしました7名を予算審査特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名をいたしました7名の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

日程第5 委員会付託

議 長 次の日程は、委員会付託であります。
それでは、議案第3号から議案第30号までの議案28件、請願第1号から請願第2号までの請願2件、計30件をそれぞれの委員会に付託をいたします。
議案第3号、4号、5号、6号は総務文教常任委員会に、議案第7号、8号は民生常任委員会に、議案第9号、10号は総務文教常任委員会に、議案第11号、12号は民生常任委員会に、議案第13号、14号は総務文教常任委員会に、議案第15号、16号、17号、18号は民生常任委員会に、議案第19号、20号は産業建設常任委員会に、議案第21号、22号は民生常任委員会に、議案第23号、24号、25号、26号は予算審査特別委員会に、議案第27号、28号は産業建設常任委員会に、議案第29号、30号は民生常任委員会に、請願第1号は民生常任委員会に、請願第2号は産業建設常任委員会に、以上のとおり付託をいたします。
よって、予算審査特別委員会は4件、総務文教常任委員会は8件、民生常任委員会は13件、産業建設常任委員会は5件、以上30件をそれぞれの委員会に付託をいたしますので、よろしくお願ひいたします。
以上で、本定例会2日目の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会することにいたします。ご苦労さまでした。

散会 午後3時25分

議 長 なお、予算審査特別委員会委員の方は、引き続き、第1委員会室にご参集くだ

さい。